

行政常任委員会

令和 3 年 3 月 1 8 日（木）

午前 1 0 時 0 1 分 開 会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

昨日は、委員長の運営のまずさで建設課を 1 日やってしまいました。申し訳ございませんでした。今日はできる限り、病院のほうまで進めたいと思いますので、御協力をお願いいたしたいと思います。

それと、初めに、その他の事項で、認定こども園の幼児教育の在り方の報告を受ける予定でいたんですけれども、議案審査をスムーズに進めるということで、まず教育委員会、病院、水道の審査を終わった後に、その他のほうはさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

それでは、教育委員会所管の議案説明をいただきます。

まず、議案第 8 号、尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてお願いいたします。

○出口教育長 ただいま委員長から御説明のありました議案第 8 号の条例改正について、担当課長から御説明させていただきますのでよろしく御審議賜りたくよろしくお願いいたします。

○山口教育総務課長 教育総務課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 8 号、尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について御説明いたします。

条例一部改正（案）新旧対照表、3 ページを御覧ください。通知いたします。

尾鷲市立三木小学校及び三木里小学校につきましては、平成 3 1 年 3 月をもって休校となっておりますが、このほど、三木里地区会及び三木浦町内会より、この 2 校について、普通財産へ変更するための要望がございましたので、右欄の改正前、尾鷲市立三木小学校及び、尾鷲市立三木里小学校を、尾鷲市立小学校及び中学校設置条例から削除するものでございます。

休校中の学校は、行政財産といわれる本来学校施設として使用されるものであって、それ以外の使用に当たっては一定の制限がかかります。

今回、三木里小学校につきましては、三木里地区会から小学校地域活動としての

活用として、災害時の利用や地域住民のレクリエーションの活動の場としての利用、また、その他の地域振興につながる活動などとしての利用を考えているため、使用制限の多い行政財産から普通財産へ変更する御要望がございました。

また、三木浦町内会でも同様に、地域の活性化につながるような利用について、現在整理しており、使用制限の少ない普通財産への変更の要望がございましたので、この2校について、普通財産に変更するために条例の改正を行うものでございます。

以上が議案第8号、尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○南委員長　　ありがとうございます。

議案8号について御質疑のある方、御発言願います。

○楠委員　　この学校の統廃合によって土地利用を図るとするのが最高で、どんどん利活用する必要があるというのは私も当然だと思うんですけど、この条例改正に伴って、今後また、今存続する小学校等について、中長期的に今後の在り方とか、あるいは統廃合とかある程度の方針を決めておかないと、市長が1校残すという話が当時あって、結局は二つとも廃止、休校、今回手続上、学校じゃなくて普通財産になっていくということになってくるわけなので、唐突にそういうことが起こらないように、今後とも教育委員会なり市長部局のほうと中長期の考え方を検討して議会のほうに考え方というんですかね、まだ方針等はないにしても、考え方を示して議論していく必要があるんじゃないかと思うんですけど。その辺だけ確認をしたいと思います。

○山口教育総務課長　　楠委員が言われるように、児童・生徒が減少している中、適正規模・適正配置以前の保全計画のときにでもお話しになったかと思うんですけども、こちらについては、教育委員会でも近いうちに議論を始めていく必要があると思っておりますので、またその議論等が深まってくれば、議会のほうにもお示しさせていただきたいと思っております。

○南委員長　　他にございませんか。

○野田委員　　楠委員のに関連するかも分かりませんが、ここで見ると、改正前で、須賀利小学校、九鬼小学校、梶賀小学校という部分があるんですけども、先ほど三木小学校、三木里小学校については地域の要望等により利活用を考えているということで、そこから設置条例から外すわけですけども、これの基準は、やっぱり地域の要望ということで外すのか、地域の方と教育委員会、または尾鷲市が話しする中で、こういう利活用がありますよということを提案してやるのか、そこら辺の

基準というものはどういう感じで考えているか、教えてください。

○山口教育総務課長　この2校以外も休校中の学校、今、野田委員言われたように幾つかあります。

個別計画のほうにでもお示しさせていただいたように、今後、まずは普通財産化、先ほど言ったように、行政財産ですとかなり使い勝手が悪くてそのまま老朽化していくという現状がございますので、まずは各地区に、普通財産化についての御意向をまず確認していきたいと考えております。

その後、利活用についていろんな地区の考え方があると思いますので、その地区のお考え方をまとめていただいて、それぞれに関わる担当課が、今度は協議に入っていくということになると思います。

○野田委員　課長のほうから普通財産にするための要望とかそういうその地域の考え方を聞くということですがけれども、これは、令和3年度でそういうスケジュール感を持ってやるのか、それともどのようなスケジュール感でやるんですか。

それとも、もう言われなからそのまま置いておくという消極的な対応なのか、積極的に地域の方と話ししてやっていくのかという期間ですね、その点どうですか。

○山口教育総務課長　個別計画にも令和3年度以降、普通財産を図るための検討というふうに書かせていただいております。

もう3年度入れば、我々教育委員会のほうが、まず、地区の御意向ということで、普通財産化ですね。そちらのほうの御意向をまずは確認していただくと同時に、地区がどのような利活用をもし望まれるのであれば、一旦地区のほうで整理していただく期間が必要なのかなと思っておりますので、まずは、教育委員会のほうは普通財産化に向けての御意向の確認を、3年度へ入ればやっていきたいと思っております。

○三鬼（和）委員　後者というか、ハードの教育委員会の管轄なのか、普通財産にするかという条例なんですけれども、先ほど、楠委員が言われましたように、これまで私のところ、今、濱中委員かな、まだ民間であったときに、学校の適正配置、適正数というのが、本市の教育とか学校現場の在り方として伝統的な取組をしておりながら、途中で三木小、三木里小学校という取組があつて、私どもは、区も、それから保護者も地域の人を交えての議論だったので了解してきたわけなんですけど。

結果的にはあっさり両方とも休校という形になってしまったという、あんまり思っても、芳しくないような歴史をつくってしまったという、教育委員会においても、そういったおかげで、私ども、地域の人に議会が休校・廃校にしてしまったっ

て勘違いされておる方なんかもあるようなあんばいですので、やっぱりソフト部分
というか学校の在り方ですね。

一つ思うことは、我々が議論してきたときには、子供中心には議論をしてきたん
ですけど、その後、東日本大震災等があって、学校の校舎の耐震補強がありました
ので、今後、やっぱりこれは統合するとかしないとか、休校するとか別にしても、
ある意味、時代背景を見ながらこういった検討会は怠らずにやっていって、周りの
理解をいただきながら進めていくというのが、特に、教育委員会においてはそうい
った形のほうが、私はいいのではないかなと、ここ20数年の尾鷲市の教育歴史を
見てから思いました。

それと、校舎を仮に統廃合というか休校して統合するにしても、今回でも、三
木小と三木里小でやったときでも、議論しながら最終的には三木浦のところの防災
的に、災害的に厳しいのではないかという話が後追いになってから出てきて、私だ
ったら、行政は、それは先に示すべきだったと思うぐらいの変な議論になってしま
したので。

やっぱり検討委員会で、そういったことも含めてやられた上で、具体的なものを
しぼめていくというのかな、決めていくということをしていないと、少子化が進む
ということは分かり切っていることですので、怠らないようにしてほしいと思うん
ですけど、教育長のときはこういうのをやっていないのであれなんですけど、どう
なんですか。

○出口教育長 配置計画につきましては、これまでも平成4年、それから平成十
四、五年でしたかね、2回、大変丁寧な配置計画をつくっていただいて、その中で
は、今、三鬼委員が言われたように、子供のいわゆる動向、それからやっぱり地域
の意向、そういったものを十分に踏まえながら検討をしていこうというふうな中身
が書かれてございました。

そして、ちょうど平成31年になるでしょうかね、それで一応、今までの配置計
画は完了しているという形でございますので、今後新たな、これから先に向けて、
子供の動向も踏まえて、あるいは地域の状況も踏まえて、そして、もう一つ、一つ
の考え方として防災面でも考えていくような、そういう配置計画が私は必要だと思
っておりますので、これからも作成に向かっていきたいというふうに思います。

○三鬼（和）委員 片田先生がそんなに有名ではないときから本市において、
「津波は、逃げるが勝ち！」ということで、釜石の奇跡というのが起こって、それ
の大本は本市でずっとやってきたこと、釜石も同時にやっていたんですけど、そう

いったのがあって、子供たちは防災意識が強いとは思いますが、今後、そういったことがあってから、学校というか、ハードの耐震とか補強は進んでおりますけど、少子化で減少していくということは間違いないので。

私は今残っておる学校でもずっと残ってほしいとか、子供たちもそれぐらいのキャパがあるようなとか、教育もまたぎりぎりまででも、その、自分が生まれ育って地域で教育を受けられるような方針はしていただきたいと思いますが、最終的に、そうなったときは、本市としては、やっぱりどうしていくのかということは根底になれば駄目だと思うんです、ビジョンというのは。

それで、そういった意味では、再度、こういった検討をすることもきっちり考えてほしいなと思いますのでよろしくお願ひしたいなと思います。

○南委員長 他にございませんか。

今の、先ほどの野田委員さんのほうからこの基準、廃校・休校の基準だと思うんですけども、今の課長が、時代背景の中で、いろんな考え方あるんじゃないしに、以前も、3年、4年ほど前になるんですけども、委員会から休校・廃校の基準を明確にすべきであるという委員会としての指摘がございまして、たしか二村教育長のとき、その方向性を、こういった場合は休校、こういった場合を廃校ということ、委員会のほうで一回報告していただいた経過があるんですけどね。そういったことを基準に物を言ってもらわな、何かいつ方針が変わっていたんだろうかというような僕の思いがいたしましたので、できたらそのときの基準があると思うんですね。

それは後でも結構でございますので、それについては委員会のほうへ、再度、お示しをいただきたいと思います。

○山口教育総務課長 今、委員長言われた休校・廃校等の取扱い基準というのが平成30年度に策定されて、行政常任委員会でも御説明させていただいたかと思ひます。

その中で、休校・廃校の措置というところで、地域住民の意向を聴取するなど、休校施設の活用状況を調査し、有効に活用が図られていない学校施設については廃校の手続を行い、適正な財政管理を図るというふうになっております。

ですので、まず、地域住民の方の意向の確認ということで、先ほど言ったように、休校から廃校にするという確認をさせていただいてということ、この取扱い基準にのっとりやっていきたいと考えております。

○南委員長 できたら初めから基準に基づいた報告をしてくれるとよかったんで

すけどね。じゃ、よろしく願いいたします。

これで、議案第8号の審査は終了いたします。

続きまして、議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の説明をお願いいたします。

○山口教育総務課長　それでは、議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について、予算書に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の14、15ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金1,199万7,000円の増額は、1節教育費補助金1,199万7,000円で、学校施設環境改善交付金1,199万7,000円は、尾鷲中学校のトイレ改修工事に対する補助金でございます。

こちらにつきましては、後ほど関連する歳出と併せて資料に基づき、一括して御説明いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書の58、59ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費190万6,000円の減額は、細目教育一般事務局費36万3,000円の減額で、工事請負費36万3,000円の減額は、九鬼中学校教員住宅解体工事の入札による額の確定に伴う減額でございます。

次に、細目学校教育事務局費59万円の減額で、備品購入費59万円の減額はタブレットパソコン等の入札による額の確定に伴う減額でございます。

次に、細目ALT事業95万3,000円の減額で、旅費49万9,000円の減額は、継続勤務となったALT2名分の帰国旅費等が不要となったことによる減額でございます。役務費2万8,000円の減額は、同じく継続勤務となったALT2名分の着任手数料が不要になったことによる減額でございます。

負担金、補助及び交付金42万6,000円の減額は、同じく継続勤務となったALT2名分の自治体国際化協会負担金が不要になったことによる減額でございます。

次に、3目奨学資金貸付金242万円の減額は、細目奨学資金貸付事業242万円の減額で、貸付金242万円の減額は、奨学金貸与者が確定したことによる額の

確定に伴う減額でございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費52万9,000円の減額は、細目小学校施設整備事業52万9,000円の減額で、工事請負費52万9,000円の減額は、尾鷲小学校、矢浜小学校リフト改修工事の入札による額の確定に伴う減額でございます。

60、61ページを御覧ください。

3項中学校費、1目学校管理費3,599万2,000円の増額は、細目中学校施設整備事業3,599万2,000円の増額で、工事請負費3,599万2,000円の増額は、尾鷲中学校のトイレ改修工事に伴う工事請負費でございます。

こちらにつきましては、令和3年度への繰越事業となります。

この事業につきましては、先ほどの歳入と併せて資料に基づき、担当より御説明いたします。通知いたします。

○山口教育総務課主任 行政常任委員会資料、資料1、1ページを御覧ください。

1番、尾鷲中学校トイレ改修事業についてです。

事業の目的としましては、国の補助金及び国の令和2年度第3次補正予算の補正予算債を活用し、尾鷲中学校普通教室棟のトイレを衛生的で現在の子どもたちの生活スタイルに合ったトイレへ改修します。

内容につきましては、整備場所、グラウンド側にあります生徒たちの普通教室がある普通教室棟のトイレを現代の生活様式に合った洋式便器や衛生的な乾式の床へ改修します。

工期につきましては、予算を令和3年度へ繰り越し、夏季休業期間を活用し実施する予定です。

事業費につきましては、工事請負費3,599万2,000円。歳入、補助金等につきましては、工事費に対して、学校施設環境改善交付金3分の1を見込んでおり、残りの3分の2については補正予算債を活用いたします。

説明は以上です。

○山口教育総務課長 以上が教育総務課、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○南委員長 補正予算の説明は以上です。

○濱中委員 今のトイレの説明なんですけど、これ、図面ないんですか。

○三鬼生涯学習課長 失礼しました。生涯学習課です。

生涯学習課に係る議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）

の議決についてのうち、補正予算に係る御説明をさせていただきます。

まず、歳入から御説明いたします。

補正予算書の12、13ページを御覧ください。通知いたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料120万円の減額は、2節社会教育使用料50万円の減額は、公民館使用料の減、3節保健体育使用料70万円の減額は、体育文化会館使用料の減によるもので、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に伴う休館や施設利用実績見込みによる減額でございます。

16、17ページを御覧ください。通知いたします。

15款県支出金、2項県補助金のうち、次ページをお願いします。

6目教育費県補助金237万円の減額は、1節教育費補助金237万円の減額で、三重とこわか国体競技別リハーサル大会の中止に伴う運営費補助金の減額であります。

次に、歳出でございます。

60、61ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費19万6,000円の減額は、細目社会教育一般事務費19万6,000円の減額で、負担金、補助及び交付金19万6,000円の減額は、尾鷲市婦人の会連絡協議会、婦人の集いに対する女性活動事業補助金5万円及び、市民文化展に対する文化活動事業補助金14万6,000円の減額であります。

いずれも新型コロナウイルス感染症対策により事業が実施できなかったことによるものでございます。

2目公民館費34万5,000円の減額は、細目公民館管理経費20万円の減額は、光熱水費の見込みによる減額及び、細目公民館活動経費14万5,000円の減額は、休校となった公民館講座の講師謝礼の減額でございます。

8目文化会館費は、財源構成で、その他特定財源57万4,000円の減額は、三重県市町村振興協会市町村交付金の額の確定によるものであります。

次に、9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費451万4,000円の減額は、細目スポーツ振興事業451万4,000円の減額で、報償費50万円の減額は、体育館主催のテニス教室が中止となったことに伴う講師謝礼及びオリンピック聖火セレブレーションの中止に伴う出演団体への謝礼の減額によるものでございます。

負担金、補助及び交付金401万4,000円の減額は、次ページをお願いします。

す。

成年スポーツ活動事業補助金からスポーツ振興イベント補助金までの4件は、いずれも感染症対策のため、大会等が中止となったことに伴う減額でございます。

他市町公営プール利用補助金257万8,000円の減額は、紀北健康センターの臨時休館などの影響もあり、今年度の利用実績の見込みによる減額でございます。

3目体育文化会館管理費211万7,000円の減額は、細目体育文化会館維持関係事業211万7,000円の減額で、光熱水費の見込みに伴う減額、修繕料161万7,000円の減額は、PCB入り機器取替え修繕の入札による不用額の減額であります。

4目国民体育大会関連経費588万9,000円の減額は、細目三重とこわか国体活動費588万9,000円の減額で、旅費34万9,000円の減額は、鹿児島国体の視察及び鹿児島県からの引継ぎを兼ねた説明会が中止となったことに伴う普通旅費の減額に伴うものでございます。

負担金、補助及び交付金554万円の減額は、三重とこわか国体尾鷲市実行委員会負担金554万円の減額で、オープンウォータースイミング競技のリハーサル大会の中止に伴う尾鷲市実行委員会負担金の減額でございます。

次に、債務負担行為補正でございます。

6ページを御覧ください。通知いたします。

第3表債務負担行為補正のうち、運動場施設管理業務委託について、令和3年度の債務負担限度額を入札による額の確定に伴い、286万円から220万円に変更するものでございます。

以上が令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の予算説明でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

教育委員会の補正説明、以上です。

○濱中委員 トイレの改修事業についての資料をいただきましたけれども、これは、図面は今はないですか。といいますのは、基数だけしかなくて、一体どういった改修になるのかは、これだけでは全然想像がつかないということと、あと、今の時代にやるのにバリアフリートイレがどうなっているのかとか、もつという性的マイノリティーの心配はしなくていいのかとか、そういったあたりの確認も、形すら見えない中ではちょっと分かりにくいなと思うんですけれどもいかがですか。

○山口教育総務課長 図面につきましてはこれから設計のほうへ入っていきます

ので、今、現状ではないんですけれども、説明させていただくと、普通教室棟と言われる部分、尾鷲中学校のグラウンド側の一番、棟になります。

生徒が1年生から1階、2階、3階と、3年生までの教室がある棟なんですけれども、そちらの棟の全てのトイレ、3階建てと書いてあるのは全ての階、各階に6基ずつ設置する予定です。

現在、全て大便器と書いていますけれども合わせると21基ございます。それを、予定では18基、生徒の数も減ってきておりますし、洋式化ということで、やはりちょっとスペースも必要かなというところで18基というふうになっております。

今の予定ではこうなっておるんですけれども、今言われたバリアフリーの関係なんですけど、こちら、やはりちょっとスペースの問題等もございまして、これから設計に入っていく段階で、どの程度確保できるのかにもよるかと思うんですけれども、この尾鷲中学校につきましては、多目的トイレが一つございます。普通教室等から行けるようなルートで一基は設置を既にしております。

そこら辺も加味して、実際、予定では18基としておるんですけれども、そこら辺、設計の段階でどの程度スペースが取れるのかにもよるんですけれども、そこら辺も含めて検討はしていきたいと考えております。

○濱中委員 設計図じゃなかったとしても、例えば教室の平面図なりで示していただければもっと分かりやすかったのかなという気もしますし、現在あるその多目的トイレに関しては、車椅子対応でやっておりますか、どうですか。

○山口教育総務課長 車椅子でも利用できるような形になっております。

○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。

○奥田委員 すみません。1点だけ、お願いします。

補正予算書60ページ、61ページのところで、社会教育費の8目文化会館費ですね。これ57万4,000円、財源更正ということで、特定財源のその他が減って、一般財源が57万4,000円増えていますけど、ここの理由、さっき説明あったかな、詳しく教えてほしいんですが。

○三鬼生涯学習課長 こちらにつきましては、財政のほうで財源構成しておるんですけれども、理由といたしましては、先ほど御説明させていただきましたように、三重県市町村振興協会の市町村交付金の額の確定ということで、交付金の額が確定して、こちらにもともと500万円充当されておったものが額の確定に伴って、このような形での財源構成になったというふうに聞いております。

○奥田委員 そうすると、市町交付金の分が減ったという理解でいいんですかね。

分かりました。

それで、各いろいろな事業が新型コロナの影響で中止になったり、いろいろ延期になったりしてかなり減額になっているのは分かるんですけど、この文化会館費5,172万2,000円は、これは変わらないんですか。

○三鬼生涯学習課長 指定管理料につきましては、協定に伴いまして契約出まして、今年度の額というのはこの額で変わらないというふうな形になります。

○奥田委員 たしか、予算のときかな、計画のときやね。議案に対する質疑で、報告案件やったんか。だから質疑だけ、僕は議場でさせてもらったんですけど、そのときに、イベントがいろいろ、今後、中止になったり延期になったりするでしょうと。

それで、指定管理料どうなるんですかという話をお聞きしたときに、今後の指定管理者と十分話合いをしていくという話でしたけれども、それ以降、話合いはしていないということですか。この減額していないということは。

○三鬼生涯学習課長 返還金等がもしある場合は、決算においてそれを精算するというふうになっておりますので、最終的な振興会の決算の状況を見ながら、仕様書等を基に判断するというふうな形になると思います。

○奥田委員 ただ、もうこれ、イベントなんかもできなかったわけじゃないですか、ほとんどね。

やっぱり指定管理料を返還してもらおうという交渉をきちっとして、これは早めに返してもらおうと、早めにね。この財政厳しい中やもんで、早めに返してもらったら次の予算に回せるじゃないですか。

そういう努力というのは、担当課でしないんですか。そういうことというのは。また決算まで待つんですか、これは。

○三鬼生涯学習課長 指定管理業務に関する部分につきましては、会館の維持運営も含めまして、現在の指定管理料の中でやっていただくというふうな形になります。

一方、自主事業を含めました文化振興会の事業につきましては、基本的には、財源としては貸館料収入であったり、そういうふうな総収入の中で年間の事業を組み立てていくというふうな形になっておりますので、そういうふうな貸館料収入がどういうふうな推移するかによって、年間の事業というものも大きく変更してまいります。

そういう中で、当面、自粛の中で事業が実施できなかった部分はございますが、

3月においていろんな講演会とか自主事業をやっておりますので、その辺の決算の状況を見ながら、最終的な判断をするというふうな形になっていくと思います。

○奥田委員　くどくど言いませんけどね、でもこれ、かなり返還になるんじゃないかと、僕、見ておるんですよ。その貸館の手数料で自主事業をやっているといったら、かなり尾鷲市が出しているじゃないですか。

だから、そういうことを考えると、やっぱりイベントなんかもかなり中止になったり延期になったりになっているし、そういうことを考えたらもっと早めに交渉して、返還してもらうものは返還してもらうという、だって、財政、今、危機じゃないですか。単なる財政難じゃないですよ、財政危機ですよ。

そういう意味では、そういう交渉を、一旦もう指定管理料を払ったらそれでいいんだみたいな、今聞いているとそんな感じがするんですけども、きちっとしたやっぱり税金ですからね、これ。税金がかなり使われているわけやもんで、5,172万2,000円もいっているわけですので。

だから、その辺のところもうちょっとシビアに……。やらんでいいのかな。いいです、くどくど言うつもりないですわ。

○南委員長　答弁は要りませんか。

○奥田委員　いいです。

○南委員長　他にございませんか。

○野田委員　細かいことですが、59ページのALT事業に関して、聞き漏らしたのか、費用弁償のところで2名が帰国しなかったということを言われたんですけども。1年の伸びた、どういう感じなんですか。

○山口教育総務課長　ALTの2名の方は、1年ごとの更新になります。最大3年間継続勤務ができるんですけども、1年ごとの更新ですので、一旦費用弁償ということで予算上組ませてはいただいておりますけれども、継続されるという御意向もありましたので、そのまま継続者ということで旅費については不要となったということでございます。

○野田委員　ということは、また来年度予算に繰越しして、そういう1年ということでもよろしいんですか、新たに。

○山口教育総務課長　今年度で使用されなかったら減額させていただいて、来年度また当初予算で計上させていただくということになります。

○南委員長　他にございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 補正の審査は終了いたします。

続きまして、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についての教育委員会所管の説明をお願いいたします。

○山口教育総務課長 それでは、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について、予算書及び主要施策の予算概要に基づき、御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の20、21ページを御覧ください。通知いたします。

12款分担金及び負担金、1項負担金、22、23ページを御覧ください。

3目教育費負担金35万9,000円、1節教育費負担金35万9,000円は、日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金35万9,000円で、小学校、中学校、幼稚園の児童・生徒のけが等に係る共済掛金の保護者負担金でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、24、25ページを御覧ください。

7目教育使用料335万8,000円のうち、1節教育総務使用料12万6,000円は、教育総務課が管理する土地に、中部電力、NTT等が敷設する電柱、アンテナの敷地使用料でございます。

次に、28、29ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、30、31ページを御覧ください。

5目教育費国庫補助金127万4,000円は、1節教育費補助金127万4,000円で、理科教育等設備整備費補助金6万7,000円は、小学校の理科備品購入に対する補助金でございます。

要保護児童生徒就学援助費補助金3万円は、小学生1人への学用品費等補助金でございます。

特別支援教育就学奨励費補助金20万8,000円は、小学生22人、中学生4人への学用品費等補助金でございます。

学校保健特別対策事業費補助金62万5,000円は、消毒液などの新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校の保健衛生管理経費に対する補助金でございます。

教育支援体制整備事業費補助金7万2,000円は、消毒液などの新型コロナウイルス感染症対策のための幼稚園への保健衛生管理経費に対する補助金でございます。

部活動指導員配置促進事業補助金27万2,000円は、教職員の働き方改革の一環で、部活動指導員2名を配置することにより、教職員の総勤務時間数の削減を図るための補助金でございます。この補助金は、国、県、市それぞれ3分の1の負担でございます。

次に、32、33ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、34、35ページを御覧ください。

6目教育費県補助金2,160万円で、1節教育費補助金2,160万円のうち、上から5段目、部活動指導員配置促進事業費補助金27万2,000円は、先ほどの国庫補助金のとくに御説明した部活動指導員2名分の県補助金分でございます。

次に、36、37ページを御覧ください。

16款財政収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,660万円は、1節土地建物貸付収入1,660万円のうち、上から3段目、教員住宅貸付料430万8,000円は、15人分の教員住宅家賃収入でございます。

次に、42、43ページを御覧ください。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入470万3,000円。

2節奨学資金貸付金元利収入450万5,000円のうち、奨学資金貸付金返還金（現年度分）429万5,000円は、大学18名、短大1名、専修5名、高専5名、高校5名の合計34名分で、（過年度分）21万円は、大学1名、高校1名の合計2名分でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入7,224万5,000円。

次に、44、45ページを御覧ください。

8節教育費雑入315万8,000円のうち、日本スポーツ振興センター共済給付金161万2,000円は、幼稚園児及び小中学生のけが等に係る共済給付金でございます。

2段下のくろしお学園給食調理業務収入99万4,000円は、県立養護学校、東紀州くろしお学園尾鷲分校の給食を、尾鷲小学校で調理を行うことによる給食調理業務収入でございます。

次に、46、47ページを御覧ください。

日本スポーツ振興センター共済掛金補助5,000円は、準要保護児童・生徒分のスポーツ振興センター共済掛金補助金でございます。

2段下の防犯カメラ電気等使用料8,000円は、通学路2か所への防犯カメラ電気代でございます。

以上が歳入についての説明でございます。

引き続き歳出について御説明いたします。258、259ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額は247万5,000円で、対前年度比4万3,000円の増額でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。

細目教育委員会費につきましては247万5,000円で、主なものといたしましては、報酬235万2,000円は、4名の教育委員報酬でございます。

次に、2目事務局費、本年度予算額は1億2,934万8,000円で、対前年度比319万4,000円の減額でございます。

財源内訳のうち、その他の3,750万3,000円は、日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金、共済給付金及び共済掛金補助金が197万6,000円、教員住宅等貸付料が430万8,000円、くろしお学園給食調理料が99万4,000円、防犯カメラ電気代8,000円、ふるさと応援基金繰入金が3,021万7,000円、一般財源は9,184万5,000円でございます。

細目教育職員人件費7,843万9,000円につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

260、261ページを御覧ください。

次に、細目教育一般事務局費につきましては、1,811万8,000円でございます。

需用費146万9,000円は、事務局の消耗品費と光熱水費等でございます。

役務費100万円は、庁舎別館及び矢浜教員住宅の浄化槽保守点検手数料59万9,000円等でございます。

委託料1,397万円は、スクールバス運行委託料1,397万円でございます。

スクールバス運行委託料につきましては、主要施策の予算概要で御説明いたします。通知いたします。

- 丸田教育総務課長補佐兼係長 九鬼・輪内地区スクールバス運行管理事業ですが、事業の目的は、九鬼・輪内地区における小中学生の通学手段の確保及び地域間交流活動等を行う際の移動手段を確保するもので、事業内容としましては、スクールバス3台の運行管理、小中学生の登下校時及び地域間交流活動等の移動時の運行などの業務委託で、事業費は1,407万円、財源内訳はふるさと応援基金繰入金1,200万円ほか、一般財源でございます。

説明は以上でございます。

○山口教育総務課長 使用料及び賃借料 36万7,000円は、事務局の複合機使用料 26万5,000円等でございます。

備品購入費 6万2,000円は、教育委員会事務局のシュレッダー購入費用でございます。

負担金、補助及び交付金 125万円は、262、263ページを御覧ください。

紀北教育研究所運営費分担金 90万円が主なものでございます。

次に、細目学校教育事務局費につきましては、2,270万5,000円でございます。報酬 62万3,000円は、いじめ問題対策連絡協議会、学校運営協議会委員等の報酬 38万3,000円と健康管理医の報酬 24万円でございます。

報償費 19万円は、各学校に配置する学校評議員への報償費 12万円と人権教育研修会講師謝礼など 2万円でございます。

需用費 328万7,000円は、中学校指導書 215万8,000円が主なものでございます。

委託料 33万円は、学校 ICT システムの運用保守委託料でございます。

264、265ページを御覧ください。

使用料及び賃借料 1,499万6,000円は、学校 ICT 環境機器借上料でございます。

負担金、補助及び交付金 311万7,000円は、尾鷲教育支援センター運営負担金 45万円、日本スポーツ振興センター共済掛金 91万8,000円、日本スポーツ振興センター共済給付金 161万2,000円、紀北教育研究会補助金 13万7,000円でございます。

次に、細目 ALT 人件費 812万1,000円につきましては、総務課より説明が行われておりますので割愛させていただきます。

細目 ALT 事業 174万4,000円につきましては、旅費 56万6,000円は、帰国旅費等で、負担金、補助及び交付金 108万円は、自治体国際化協会負担金でございます。

次に、細目魅力ある学校づくり推進事業につきましては、22万1,000円でございます。

こちらにつきましては、主要施策の予算概要で御説明いたします。通知いたします。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 魅力ある学校づくり推進事業ですが、事業の目

的は、学校の特色化、魅力ある学校づくりを進めるため、三重大学との共同研究により、賀田小学校と輪内中学校をモデル校に位置づけ、小中連携した9年間の英語カリキュラムを開発、児童・生徒の英語力、コミュニケーション力の向上により、グローバルな人材育成、また、教職員向けの研修会などを通じ、指導のノウハウを市内の小中学校へ伝達し、市全体の英語教育の充実を図るもので、事業内容としましては、三重大学との共同研究により、9年間を通じた英語教育を充実させ、独自のカリキュラムを開発、授業参観等の研修を進め、特に英語の指導経験が少ない小学校教諭への助言指導や教職員向けの講習会、研修会などの開催、地域の魅力を題材にした教材等を開発するもので、事業費は22万1,000円で、全てふるさと応援基金繰入金を活用するものでございます。

説明は以上です。

- 山口教育総務課長 予算書266、267ページを御覧ください。通知いたします。

次に、3目奨学資金貸付金、本年度予算額543万1,000円でございます。

財源内訳のその他特定財源429万5,000円は、奨学資金貸付金返還金で、一般財源は113万6,000円でございます。

細目奨学資金貸付事業につきましては、543万1,000円でございます。

内容につきましては、主要施策の予算概要を御覧ください。通知いたします。

- 丸田教育総務課長補佐兼係長 奨学資金貸付事業ですが、事業の目的は、高校、大学等へ進学する生徒で学資の十分でない者に対し、奨学金を貸与し卒業後社会に貢献させるもので、事業内容としましては、新規貸付けとして11名、また、継続貸付けとして11名に貸付けを行うもので、事業費は543万1,000円、財源内訳は奨学資金貸付金返還金が429万5,000円ほか一般財源でございます。

説明は以上です。

- 山口教育総務課長 予算書266、267ページにお戻りください。通知いたします。

1項教育総務費の本年度予算額は1億3,725万4,000円で、対前年度比345万3,000円の減額でございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額1億5,981万6,000円で、対前年度比657万9,000円の増額でございます。

財源内訳の国庫支出金70万6,000円は、理科教育等設備整備費補助金6万7,000円と学校保健特別対策事業費補助金42万5,000円、みえ森と緑の県

民税市町交付金のうち21万4,000円を充当しており、地方債750万円は、小学校遊具設置工事に伴うもので、その他の242万5,000円は、ふるさと応援基金繰入金200万円、災害対策等基金繰入金42万5,000円、一般財源は1億4,918万5,000円でございます。

細目小学校職員人件費8,366万7,000円につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

細目小学校学校管理費につきましては、5,263万8,000円でございます。需用費3,572万円は、小学校5校分の消耗品費、燃料費、印刷製本費268,269ページを御覧ください。及び光熱水費でございます。

役務費997万4,000円は、浄化槽保守点検等手数料672万1,000円、給食用昇降機点検手数料73万6,000円が主なものでございます。

委託料123万3,000円は、電気保安業務委託料でございます。使用料及び賃借料238万2,000円は、複合機使用料176万円、インターネット使用料49万5,000円が主なものでございます。

備品購入費311万2,000円は、図書購入費111万円、AED更新費用147万4,000円のほか、その他備品購入でございます。

270、271ページを御覧ください。

次に、細目小学校学校給食事業は256万円で、小学校5校分の給食に係る経費でございます。

需用費の消耗品費180万円は、調理用白衣等や食器、食器洗剤等などの購入費で、役務費73万8,000円は、栄養教諭・給食調理員の検便手数料52万2,000円が主なものでございます。

次に、細目小学校保健衛生管理経費は753万5,000円でございます。

報酬410万8,000円は、学校医、歯科医の校医報酬332万3,000円、薬剤師の報酬78万5,000円でございます。

需用費148万5,000円は、消毒液などの新型コロナウイルス感染症対策のための小学校保健衛生関係の消耗品費が主なものでございます。

委託料171万3,000円は、各健診委託料や検査委託料でございます。

272、273ページを御覧ください。

次に、細目小学校施設整備事業につきましては、1,341万6,000円でございます。

需用費の修繕料350万円は、通常必要な修繕料が主なものでございます。

工事請負費 946万8,000円は、尾鷲小学校のブランコ、賀田小学校のはん登ぼうなどの遊具設置撤去工事 803万8,000円が主なものでございます。

2目教育振興費、本年度予算額 917万4,000円で、対前年度比 29万4,000円の減額でございます。

財源内訳は、国庫支出金が特別支援教育就学奨励費補助金 15万8,000円で、その他特定財源 557万円は、ふるさと応援基金繰入金で、一般財源は 344万6,000円でございます。

細目小学校教育振興経費は 825万7,000円でございます。内容は全額扶助費で、準要保護児童 118名の学用品費等 236万円と令和4年度新入学児童への学用品費 91万9,000円を合わせて 327万9,000円でございます。

医療費は 20名で 12万円、給食費は 118名で 387万2,000円でございます。

特別支援教育就学奨励費 98万6,000円は、19名の学用品費等でございます。

次に、細目ふるさと教育支援事業は 57万円でございます。

次に、細目子どもの学びと育ち育成支援事業は 34万7,000円でございます。

これら二つの事業につきましては、主要施策の予算概要で御説明いたします。通知いたします。

○丸田教育総務課長補佐兼係長　　まず、ふるさと教育支援事業ですが、事業目的は、子供たちがふるさと尾鷲に愛着を持ち続けるため、地域の人々の考え方や生き方からの学び、自然や体験などから郷土愛を育むふるさと教育を充実させるもので、事業内容としましては、本市の自然、景観などに触れる体験学習や地域教材を活用した学びの充実、市民と共創し地域の方々や様々な分野の達人を活用したふるさと教育の充実、ふるさと産業体験活動の実施、本市以外の文化や産業について見識を広め、将来の尾鷲のあるべき姿について考えるもので、事業費は、小学校が 57万円、中学校が 11万8,000円で、全てふるさと応援基金繰入金を活用するものでございます。

続きまして、次ページを御覧ください。

子どもの学びと育ち育成支援事業ですが、事業の目的は、ふるさと尾鷲を担い、つくり上げていく「おわせ人」を育成していくため、教職員の指導力向上と授業改善を目指した絶え間ない研修、豊かな未来を切り開くための環境づくり、学校教育の充実化、また、文化、芸術的な催物の監修を通じ、園児の豊かな感性や創造力を

育むもので、事業内容としましては、全ては子どもたちのためという思いを共有、協働して組織的に支え合う取組の推進、話す・聞く・伝え合う・学び合うことを大切にした授業づくり、基礎学力の向上・定着、自己学習力の育成を目指した学習指導の推進、学校満足度調査、ＱＵ調査を活用し、自立する力、共に生きる力の育成、交流保育を通じ人間関係を広げる、本物の芸術に触れ合う機会をつくり豊かな感性と想像力を育むもので、事業費は、小学校が３４万７,０００円、中学校が４４万７,０００円、幼稚園が２５万３,０００円で、全て一般財源でございます。

説明は以上です。

○山口教育総務課長 予算書２７４、２７５ページを御覧ください。通知いたします。

２項小学校費の本年度予算額は１億６,８９９万円で、対前年度比６２８万５,０００円の増額でございます。

次に、３項中学校費、１目学校管理費、本年度予算額５,０６５万７,０００円で、対前年度比２５４万３,０００円の増額でございます。

財源内訳の国庫支出金７４万４,０００円は、学校保健特別対策事業費補助金２０万円、部活動指導員配置促進事業補助金５４万４,０００円、その他の１２０万円は、ふるさと応援基金繰入金が１００万円、災害等対策基金繰入金２０万円、一般財源は４,８７１万３,０００円でございます。

細目中学校職員人件費１,９３３万２,０００円につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

細目中学校学校管理費につきましては、２,３１０万１,０００円でございます。

需用費１,５７８万円は、中学校２校分の消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費でございます。役務費２９１万４,０００円。

２７６、２７７ページを御覧ください。

浄化槽保守点検等手数料１７６万４,０００円が主なものでございます。

委託料５２万８,０００円は、電気保安業務委託料でございます。

使用料及び賃借料９１万円は、複合機使用料５９万４,０００円、インターネット使用料１９万８,０００円が主なものでございます。

備品購入費１２８万９,０００円は、図書購入費７２万円が主なものでございます。

負担金、補助及び交付金１６７万７,０００円は、選手派遣費補助金１２８万円が主なものでございます。

次に、細目中学校学校給食事業は33万5,000円で、輪内中学校の給食に係る経費でございます。

278、279ページを御覧ください。

需用費の消耗品費26万1,000円は、調理白衣等や食器、食器洗剤等の購入費で、役務費7万3,000円は、栄養教諭・給食調理員の検便手数料5万9,000円等が主なものでございます。

次に、細目中学校保健衛生管理経費は368万2,000円でございます。報酬191万4,000円は、学校医、歯科医、薬剤師の報酬でございます。

需用費68万1,000円は、消毒液などの新型コロナウイルス感染症対策のための中学校保健衛生関係の消耗品費が主なものでございます。

委託料105万8,000円は、各健診委託料や検査委託料でございます。

280、281ページを御覧ください。

次に、細目中学校施設整備事業は420万7,000円でございます。

需用費の修繕料226万7,000円は、尾鷲中学校の浄化槽修繕料47万3,000円、通常の修繕料150万円等でございます。

委託料の設計業務委託料174万8,000円は、尾鷲中学校の消火栓の点検の際に漏水等が見られたため、修繕箇所の特定制及びそれに係る設計費用になります。

次に、2目教育振興費、本年度予算額761万7,000円で、対前年度比57万円の増額でございます。

財源内訳は、国庫支出金が要保護児童生徒就学援助費補助金3万円、特別支援教育就学奨励費補助金5万円で、その他特定財源は411万8,000円で、ふるさと応援基金繰入金がそれに当たります。一般財源は341万9,000円でございます。

細目中学校教育振興経費は705万2,000円でございます。

需用費の消耗品費67万5,000円は、クラブ活動費でございます。

扶助費の637万7,000円は、準要保護生徒84名の学用品費等418万5,000円と、令和4年度新入学生徒への学用品費126万円を合わせて544万5,000円でございます。

医療費は20名で12万円、給食費は12名で50万7,000円でございます。

特別支援教育就学奨励費30万5,000円は、7名の学用品費等でございます。

次に、細目ふるさと教育支援事業は11万8,000円で、次に、細目子どもの学びと育ち育成支援事業は44万7,000円でございます。

これら二つの事業につきましては、小学校の予算説明の際に主要施策の予算概要
で御説明した事業でございます。

3項中学校費の本年度予算額は5,827万4,000円で、対前年度比311万
3,000円の増額でございます。

282、283ページを御覧ください。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園費、本年度予算額2,467万2,000円で、
対前年度比78万8,000円の減額でございます。

財源内訳の国庫支出金7万2,000円は、教育支援体制整備事業費補助金7万
2,000円で、その他の7万2,000円は、災害対策基金繰入金で、一般財源は
2,452万8,000円でございます。

細目幼稚園職員人件費2,278万円につきましては、総務課より説明が行われ
ておりますので、割愛させていただきます。

次に、細目幼稚園管理経費は65万1,000円でございます。主なものといた
しましては、需用費42万8,000円で、消耗品費のコピー用紙、プリンターイ
ンク等39万円が主なものでございます。

備品購入費3万円は、図書購入費でございます。

284、285ページを御覧ください。

次に、細目幼稚園保健衛生管理経費は80万3,000円でございます。

報酬61万1,000円は、園医、薬剤師の報酬でございます。

需用費16万円は、消毒液などの新型コロナウイルス感染症対策のための幼稚園
保健衛生関係の消耗品費が主なものでございます。

次に、細目幼稚園施設整備事業は18万5,000円で、需用費の修繕料15万
2,000円が主なものでございます。

286、287ページを御覧ください。

次に、細目子どもの学びと育ち育成支援事業は25万3,000円でございます。
内容につきましては、小学校の予算説明の際に主要施策の予算概要で御説明した
事業でございます。

4項幼稚園費の本年度予算額は2,467万2,000円で、対前年度比78万8,
000円の減額でございます。

以上が教育総務課の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算の説明でございます。

○南委員長　引き続き、生涯学習をお願いします。

○三鬼生涯学習課長　続きまして、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予

算の議決についてのうち、生涯学習課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。予算書の22、23ページを御覧ください。通知いたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料。次ページをお願いします。7目教育使用料335万8,000円、そのうち生涯学習課分は、2節社会教育使用料115万4,000円は、公民館使用料、天文科学館入館料及び使用料、生涯学習課に係る行政財産使用料でございます。

3節保健体育使用料207万8,000円は、市営野球場、体育文化会館等の使用料でございます。

次に、32ページ、33ページを御覧ください。通知いたします。

15款県支出金、2項県補助金。次ページをお願いします。6目教育費県補助金2,160万円。1節教育費補助金2,160万円で、そのうち生涯学習課分は、放課後子ども教室推進事業補助金97万5,000円、三重とこわか国体競技別リハーサル大会運営費補助金272万2,000円及び本大会等に係る三重とこわか国体会場地市町運営交付金1,763万1,000円となっております。

次に、42、43ページを御覧ください。通知いたします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入。次ページをお願いします。8節教育費雑入315万8,000円のうち、生涯学習課分は図書館コピーサービス料3,000円、熊野古道保全整備事業補助金50万円。次ページをお願いします。自動販売機電気使用料3万6,000円でございます。

以上が歳入についての御説明でございます。

次に、歳出について御説明いたします。286、287ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額は4,222万6,000円で、前年度比124万4,000円の減額でございます。

財源内訳の国県支出金109万円は、地方創生推進交付金11万5,000円と放課後子ども教室推進事業への県補助金97万5,000円であります。

人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

次ページを御覧ください。

細目社会教育一般事務費は80万3,000円でございます。

主なものといたしましては、社会教育委員報酬6名分11万9,000円、報償

費 13 万円は、地方創生推進交付金事業における講師謝礼及び託児謝礼でございます。

負担金、補助及び交付金 24 万 4,000 円のうち、少年活動事業補助金 3 万 3,000 円は子供会育成会連絡協議会、女性活動事業補助金 5 万円は婦人の会連絡協議会、文化活動事業補助金 14 万 6,000 円は文化協会に対し、それぞれの活動に補助をするものであります。

それでは、社会教育一般事務費における地方創生推進交付金、地域人材を活かした子育て H A P P Y 事業につきまして、主要施策の予算概要 85 ページで御説明いたします。通知いたします。

- 苫谷生涯学習課係長 それでは、主要施策の予算概要 85 ページを御覧ください。

地域人材を活かした子育て H A P P Y 事業について御説明いたします。

本事業は、地方創生推進交付金を活用し、地域における子供支援、子育て支援に関わる団体や、地元事業者等との連携の下、誰もが安心して受けられる地域ぐるみの子育て支援として、本市ならではの特色を生かしたイベントを開催し、子育てしやすい地域づくりを推進していくものでございます。

令和 3 年度も、絵本展示や読み聞かせなどの本読み子育ての取組である青空図書館など、三つのイベントを開催してまいります。

財源内訳といたしまして、事業費、予算額 23 万円のうち、2 分の 1 に当たる 11 万 5,000 円が国庫支出金、地方創生推進交付金でございます。

説明は以上でございます。

- 三鬼生涯学習課長 予算書 288、289 ページにお戻りください。通知いたします。

細目成人式事業は 68 万 3,000 円でございます。

第 64 回成人式に係る新成人への記念品代や会場使用料等が主なものでございます。

なお、本年 1 月 10 日に予定しておりました第 63 回成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため延期とさせていただきます。

その後、3 月中の開催も含め検討してまいりましたが、緊急事態宣言延長や県内でも警戒宣言が継続される状況が続いたことから年度内の開催は困難となりました。感染状況を確認しつつ開催に向け検討してまいりましたが、晴れ着が着やすい時期、式に参加しやすい日程等、成人式実行委員会との協議を踏まえまして、5 月 2 日日

曜日に開催することとさせていただきました。

新成人をはじめ、御家族の皆様や関係者の皆様には御心配と御迷惑をおかけし、大変申し訳なく思っております。

なお、記念品など準備に係る予算につきましては、既に成人式開催に向け準備を進めていたことから執行済みとなっております。今後、必要となる会場使用料や生花等の予算につきましては、本年度中において繰越明許費として補正予算に計上させていただきたいと考えております。

次ページを御覧ください。

次に、放課後子ども教室推進事業146万3,000円は、放課後等における子供の安全で健やかな居場所づくりを進めるもので、いきいき尾鷲っ子として小学校放課後児童クラブ、地区コミュニティーセンター等と連携しながら、講座やサマースクールイベントなど、年間50余りの講座を開催するものでございます。

主なものといたしまして、運営委員報酬やコーディネーターの報償費などで、事業費の3分の2となる97万5,000円が県補助金となります。

次に、2目公民館費、本年度予算額は2,526万9,000円、前年度比307万7,000円の減額でございます。

財源内訳は、その他特定財源は公民館使用料、ふるさと応援基金繰入金などの151万4,000円でございます。

次ページを御覧ください。

細目公民館管理経費は1,693万7,000円で、主なものといたしましては、事業費のうち、光熱水費646万8,000円、修繕料204万円は、誘導灯取替え修繕、照明器具取替え修繕、3階講堂の本庁スクリーン修繕等でございます。

役務費305万1,000円は、主に浄化槽保守点検等手数料で、委託料491万2,000円は、次ページを御覧ください。

中央公民館警備業務委託料272万8,000円などが主なものでございます。

細目公民館活動経費は40万8,000円で、市民向けに古典文学、折り紙などの講座に加え、新年度ではゆる体操教室やふるさと自然歴史探訪などの新たな講座を予定しております。コロナ禍におきまして、自宅に閉じ籠もりがちな方などを対象に、気軽に参加していただけるような内容を計画しております。

次に、3目天文科学館費、本年度予算額546万7,000円で、前年度比22万6,000円の増額でございます。

財源内訳は、その他特定財源の2万6,000円は入館料でございます。

細目天文科学館管理運営経費は169万5,000円で、主なものといたしましては、天体観測指導員の報償費31万8,000円や光熱水費34万5,000円。次ページを御覧ください。天体望遠鏡保守・点検業務委託料44万円などがございます。

次に、4目図書館費、本年度予算額2,484万6,000円で、前年度比2万6,000円の減額でございます。

財源内訳は、その他特定財源260万1,000円は、ふるさと応援基金繰入金259万8,000円と図書館コピーサービス料3,000円です。

細目図書館管理運営経費は521万5,000円で、主なものといたしましては、需用費のうち、消耗品費として新聞、雑誌の定期購読代などの62万6,000円。次ページを御覧ください。

使用料及び賃借料160万円のうち、図書館システム使用料128万5,000円は、所蔵図書の検索や貸出し管理等を行うシステム使用料で、備品購入費259万8,000円は図書購入費でございます。

次に、5目文化財保護費、本年度予算額238万4,000円、前年度比7,000円の増額でございます。

財源内訳は、その他特定財源の150万円につきましては、熊野古道森林施業対策基金繰入金100万円と、東紀州振興公社からの熊野古道保全整備事業補助金50万円でございます。

細目一般保護事業は238万4,000円で、主なものといたしましては、需用費56万3,000円のうち、次ページを御覧ください。修繕料50万円は、主に熊野古道の維持管理に係る修繕料で、補償、補填及び賠償金100万円は、熊野古道と森林作業等の安全調整等の経費補填に係る熊野古道森林施業対策基金繰入金が充当されております。

次に、6目郷土室費、本年度予算額722万円、前年度比36万2,000円の増額でございます。

財源内訳は、その他特定財源140万円は、ふるさと応援基金繰入金の充当によるものであります。

細目保存運営事業は169万3,000円で、主なものといたしましては、委託料146万3,000円は、県指定文化財である尾鷲組大庄屋文書をはじめとする資料の薫蒸に係る委託料でございます。

次ページを御覧ください。

次に、7目少年センター費、本年度予算額は514万1,000円で、前年度比17万円の増額でございます。

財源内訳は、その他特定財源72万9,000円は、ふるさと応援基金繰入金の充当によるものであります。

細目少年センター一般事務費は72万9,000円で、主なものといたしましては、啓発物品等に係る消耗品費や、ボランティア活動に係る傷害保険料などがございます。

また、活動補助金といたしまして、青少年非行防止活動事業補助金として少年指導員の会に23万8,000円、青少年育成活動事業補助金として青少年育成町民会議に21万円、地域間交流活動推進事業補助金として青少年育成市民会議に8万7,000円の助成を行うものでございます。

次に、8目文化会館費、本年度予算額は5,101万9,000円で、前年度比70万3,000円の減額でございます。

財源内訳は、その他特定財源500万円は、三重県市町村振興協会市町村交付金の充当によるものであります。

細目文化会館管理運営費は5,101万9,000円で、主なものといたしましては、需用費の修繕料329万9,000円は、小ホールの空調機の修繕、受変電用高圧機器取替え修繕などがございます。

委託料4,768万4,000円は、次ページを御覧ください。

尾鷲文化振興会への文化会館の指定管理料4,745万8,000円でございます。

以上、5項社会教育費合計は、本年度予算額計1億6,357万2,000円で、前年度比で428万5,000円の減額でございます。

続きまして、9款教育費、6項保健体育費でございます。

1目保健体育総務費、本年度予算額は3,465万円で、前年度比125万3,000円の増額でございます。

財源内訳のその他特定財源42万8,000円は、学校開放使用料でございます。

細目スポーツ振興事業は887万6,000円で、主なものといたしましては、テニス教室やスポーツ推進委員への報償などがございます。

消耗品費25万7,000円は、スポーツ教室等の消耗品費のほか、社会体育施設関連の熱中症対策としてサーキュレーターや瞬間冷却材などの購入費用が含まれております。

次ページを御覧ください。

委託料 70 万円は、美し国三重市町対抗駅伝参加事業委託料でございます。

負担金、補助及び交付金 710 万円の主なものは、補助金といたしまして、成年スポーツ活動事業補助金は尾鷲市スポーツ協会への 142 万円で優秀選手の協会表彰、国体競技種目の講習会や各種競技の市民スポーツ祭などに係る補助金であります。

少年スポーツ活動事業補助金は、スポーツ少年団へ 24 万円、三重スポーツフェスティバル参加事業補助金として 53 万 3,000 円を計上しております。

他市町公営プール利用補助金は、本年度の利用実績が施設の臨時休館などの影響により当初の見込みを大きく下回っており、参考とすることが困難なことから、令和元年度の月平均 9 割相当となる 454 万 9,000 円を計上しております。

次に、2 目運動場管理費、本年度予算額は 468 万 2,000 円で、前年度比 35 万 7,000 円の減額でございます。

財源内訳は、その他特定財源 21 万 4,000 円は、運動場、野球場、テニスコート使用料などでございます。

細目運動場維持管理経費は 468 万 2,000 円で、主なものといたしましては、次ページを御覧ください。

委託料 220 万円は、野球場、市営グラウンドの清掃や除草などに係る運動場施設管理業務委託料でございます。

次に、3 目体育文化会館管理費、本年度予算額は、790 万 6,000 円で、前年度比 342 万 9,000 円の減額でございます。

財源内訳は、その他特定財源 145 万 4,000 円は、体育館、武道場の使用料であります。

細目体育文化会館維持関係事業は 790 万 6,000 円で、光熱水費や体育館の維持管理のための役務費や委託料が主なものでございます。

次ページを御覧ください。

4 目国民体育大会関連経費、本年度予算額は 4,043 万 6,000 円で、前年度比 3,173 万 7,000 円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金 2,035 万 3,000 円は、三重とこわか国体競技別リハースル大会運営費補助金 272 万 2,000 円と、三重とこわか国体会場地市町運営交付金 1,763 万 1,000 円でございます。

細目三重とこわか国体活動費は 4,043 万 6,000 円で、需用費、消耗品費 10 万 7,000 円や複合機使用料 15 万 6,000 円は、主に国体開催後の公債権説

明会などに係る事務費でございます。

負担金、補助及び交付金 4,017万3,000円は、本年開催、三重とこわか国体のうち、本市で開催する正式競技のリハーサル大会及び本大会、そして、デモンストレーションスポーツに係る尾鷲市実行委員会への負担金であります。

主な内容につきまして、行政常任委員会資料にて御説明いたします。通知いたします。

○玉置生涯学習課係長 失礼します。行政常任委員会資料1ページを御覧ください。

三重とこわか国体関連予算について御説明申し上げます。

この事業につきまして、本年開催三重とこわか国体のうち、本市で開催する正式競技、オープンウォータースイミング及びデモンストレーションスポーツの円滑な開催準備と、安全安心な大会運営を実施するためのものです。

また、市民等が参加できるデモンストレーションスポーツにおいて、国体開催後も継続してスポーツ活動を行うための指導員養成及び競技普及に取り組むものでございます。

事業費でございますが、9款教育費、6項保健体育費、4目国民体育大会関連経費、細目三重とこわか国体活動費のうち、三重とこわか国体尾鷲市実行委員会 4,017万3,000円です。

競技別の予算内訳は、正式競技については、オープンウォータースイミング三重オープン2021尾鷲及び三重とこわか国体水泳競技、オープンウォータースイミング、リハーサル大会は、7月25日日曜日、三木里海水浴場にて行う予定ですが、リハーサル大会経費745万2,508円で、放送用設備、仮設プレハブ、トイレなどのレンタル代です。

三重とこわか国体水泳競技、オープンウォータースイミング本大会は、9月8日水曜日に三木里海水浴場にて行う予定です。

本大会の開催運営経費は2,512万3,717円で、開催運営経費として会場設営や大会運営の機材、備品等のレンタル代や、その他として、計測記録業務委託などがあります。

続きまして、デモンストレーションスポーツです。

ウォーキング大会は、5月9日日曜日に熊野古道センターをスタート、ゴールにして市内道路をコースとして行います。大会経費は52万6,910円。

カップ大会は、5月23日日曜日、熊野古道センターにて行う予定です。大会経

費は59万1,982円。

ユニカール大会は、11月28日日曜日に東紀州くろしお学園尾鷲分校体育館にて予定しております。大会経費としましては、40万8,427円で、それぞれプログラム製作費や競技役員等の交通費などです。

そのほかの事業経費ですが、まず、おもてなし事業としまして、事業経費137万9,340円で、案内所、休憩所の設置費用や、のぼり等の歓迎装飾品等のものです。

次に、炬火イベント事業としまして、事業経費25万1,485円の予算で、炬火イベント用消耗品費です。

三重とこわか国体・三重とこわか大会では、オリンピックの聖火に当たる炬火を作るために、三重県の全市町がそれぞれの市町の炬火を持ち寄り、一つの炬火として、県民から選手への応援の気持ちが込められた両大会のシンボルの炬火とする予定です。

本市では、市内小中学校において採火行事を行い、各校で採火した火を尾鷲の火として一つにする集火する予定です。

その他の経費では443万8,631円で、国体実行委員会の事務局費です。

国体予算としましては、以上です。

○三鬼生涯学習課長 予算書の310ページ、311ページにお戻りください。通知いたします。

以上、6項保健体育費合計は、本年度予算額4,043万6,000円で、前年度比で3,173万7,000円の増額でございます。

以上が議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、生涯学習課の説明でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時30分)

(再開 午前11時39分)

○南委員長 休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

それでは、教育委員会所管の当初予算の審査に入ります。

御意見のある方。

○小川委員 一番先に聞いて、毎年一緒のところを聞きよるんですけど、ちょっと視点を変えて。

予算書の273ページの小学校教育振興経費のところ、これ、申請というのはどういう形を、毎年申請せなあかんというんですけど、どういう形を取っているんでしょうか。

○南委員長 273ページの扶助費。

○山口教育総務課主任 就学奨励費につきましては、毎年、4月の入学説明会の際に、申請書をそこで提示させてもらいまして、申請の募集を行っております。

また、新入学の学用品費につきましては、就学児健診の案内と同封して、9月頃に新入生の方に回るようにさせてもらっていますので、必ず皆さんの目に触れるように案内をさせていただいています。

○小川委員 それと、準要保護でも修学旅行とかそれについてはこの中に、学用品の中に、修学旅行費も含まれているわけなんですか。

○山口教育総務課主任 学用品費の中に含まれております。

○小川委員 すみません。その修学旅行を大体どれぐらい見積もっておるのか。

○山口教育総務課長 修学旅行費につきましては、3万455円なので、予算上は3万1,000円ということになります。

○小川委員 これの118人分でいいんですか。

○山口教育総務課長 修学旅行費につきましては、該当する生徒、要保護の方は福祉のほうからということで、該当する方は1名ということですので、この金額になります。

○小川委員 それじゃ、準要保護全員ということじゃないということなんですよ。ね。

それと、新入学される小学校の学用品費というのは何月に支給されるのでしょうか。

○山口教育総務課主任 2月に支給をしております。

○小川委員 ということは、その領収書と引換えという感じですか。

○山口教育総務課主任 準要保護の新入学用学用品費につきましては、定額の給付になりますので、領収書の提出を求めているものではなくて定額の給付になっております。

○南委員長 他にございませんか。

○三鬼（和）委員 264、265にある、魅力ある学校づくり推進事業なんですけど、輪内中学校と賀田小学校における英語教育なんですけどね。

これ、特色ある学校ということで、議会ともやり取りの中で、前市長とか前教育長のときにスタートしたんですけど、依然として予算が、講師とか委託料とか人件費的なものがあるって、学校へ行くというと、例えば賀田小学校なんかは1階、2階へ上がっていく階段に、ワン、ツー、スリーとかと英語の表記がしてあったりとか、学校で聞くと、遊びに英語を使っておるといって。

それから輪内中学校では、英語劇等がスタートしておると思うんですけど、やっぱり、こういったようなのを強化するのであれば、これに、材料費というのかな、そういったのも使って、例えば輪内中学校で劇をするのであれば、英語劇の道具にもっと幅を持たせるような形で親しみを持てるとか、小学校においても、兄弟的なものについても強化していくべきだと思うんですけど。

特に、お隣、韓国であるとか東南アジアでいうとフィリピンであるとか、一部、母国語とともに英語がしゃべれる国が増えておるじゃないですか。

日本は経済大国と言われながら、この辺が弱いところがあって、これからのグローバル社会では、必ずというか、大体、英語共通語みたいになっておりますので、もう少し、やり出したんだったらステップアップを考えるべきではないかなと思うんですけど、その辺について、教育長とか調整監、どう考えておるんですか。

○植前教育総務課学校教育調整監 委員の御指摘のとおりだと思いますが、取組始めまして2年目ということで、まず、これは一つの事業としましては委託という形を取っておりますので、今後、その成果発表等につきましては、また授業のほうでそういったところで組立てをしていく、あるいは現在の子どもの学びと育ち育成支援事業、そういったところでもいけるかなというふうなところでございますので、ぜひとも外へ向いて大きく発信をしていきたいというふうには考えております。

○三鬼（和）委員 こういった事業については、ふるさと納税というか、こういったのを投入しておるわけですけど、郷土の諸先輩方も、こういった子供たちが英語なんかを身につけながらグローバルというか国際人になっていくということではしっかり応援してくれると思いますので、もう少し、やっぱりカリキュラムを展開して、身になるものをしながら尾鷲市の全体の小学校、中学校の教育に生かせるように、それぐらいはやっぱり教育委員会としても、描かな駄目だと思うんですけど、そういった点について、再度お願いしたいと思うんですけど、前回、この賀田小学校と輪内小学校の取組をして、ほかの学校の先生とかからの示唆とかそういったことはないんですか、どうなんですか、それは。

○植前教育総務課学校教育調整監 今年度は、コロナ禍ということで、そういっ

たところの制限がございましたので、賀田小学校につきましては取組の内容、ほかの学校へはこういう授業ができますよということで、DVDのほうを作成していただいて、これを各学校へ配らせていただきました。輪内中学校についても、現在、編集中というふうなことを聞いております。

- 三鬼（和）委員　私も、真面目にしなかったもので、英語がしゃべれないのを今後悔しておるといふか、後悔しても始まらないですけど、思っていますもので、ぜひ強化して、これからの尾鷲っ子といふか、その特色にもなるように、全国に先駆けてでも尾鷲っ子は英語がしゃべれるぞといふか、ブローケンといふか日常会話ぐらいはできるぞといふようなのにつながるように、予算なんかも、私は要求していただいているのではないかなと思います。

それと、補正のときに聞こうかどうかと思ったんですけど、コロナ禍の中で、276、277で、中学校の補助金の中の選手派遣費補助金が128万円、これ、前年度と一緒に、同じ数字というのは確認したんですけど、令和2年度というのは、不用額で出てくるのかどうか知らんけど、実際は、中学校のこういった協議については行われたんですか。どういう形で未執行になったとかといふのを、特徴がありましたら報告してほしいんですけど。

- 植前教育総務課学校教育調整監　まず中体連のほうは、当県大会あるいは東海大会等が中止となりました。郡市大会はできるところで開催をしたと。

それとあと、各協会が実施する大会につきましては、これは、その大会のコロナの対策をしっかりとやっているかどうかを精査しながら、学校のほうで保護者と一緒に考えて承認もいただきながら、これでよしといふのであれば参加するというふうな形を取りました。

- 三鬼（和）委員　あと、じゃ、本年度については、まず、予算請求のとき、予算づけが昨年と一緒にいふこと、旧年度と一緒にいふことになるんですけど、一応コロナ禍が収まれば、これまでの大会といふか対策しながらじゃないといけないと思うんですけど、その数といふか、大会数はあるであろうといふことで、本年度も予算づけしたと理解したらいいんですか。

旧年度については補正がない部分、確定があったら若干は不用額で出てくるのではないかなと思うんですけど、本年度については、もうコロナさえあれすれば、子供たちに積極的に大会に出場させるといふことで、それらについては学校現場で、中学校のクラブ活動とかあるんですけど、コロナの中で、クラブ活動については今までどおりやっておるんですか。低下しておるんですか、やっぱり。クラブ活動の

状況というのはどうなんですか。学校からはそういった報告はないんですか。

○植前教育総務課学校教育調整監　学校のクラブ活動につきましては、県下の状況を見まして、ある一定の、その都度その都度状況を見ながら制限をかけてきました。

つい先日の三重県の警戒宣言の期間につきましては、練習についてはその自校のみでやるということで、この間宣言が解かれましたので、練習試合については東紀州5市町の管内で可能というふうな、その都度その都度状況を見ながら学校のほうへは通知をさせていただいております。

○三鬼（和）委員　あと最後に、300ページ、301ページなんですけど、郷土室費なんですけど、せんだってこれも、教育の財産じゃないということで、旧曾根小学校が解体費が上がっているということで視察へ行ったんですけど、旧校舎の中に、これまでの郷土資料室やったのかな。曾根区においては、いろいろなものが出土品なんかもあるということで多いんですけど、新たにコミュニティーセンターを建て替えたときに、そういった置くところが手狭になっておるといことがあるし、公民館にある郷土資料室においても、狭いじゃないですか。

そういったので今回、議案の中に、三木里小学校であるとか三木小学校の所管換えが出てきたんですけど、旧町内では、まだ、具体的にはそんな話、この旧尾鷲町では、中心地ではそんな話はないんですけど。

こういった三木小学校とか三木里小学校を、もし、新たに地区から要望も出ておりますけど運用をするのであれば、全市内の展示できないとかそういった共同のこういった資料というんですか、これを置く場所を設置すべきじゃないか。

尾鷲市の手狭な状況であれば、もう倉庫へなおしておくとか、そういった状況になったりとか、そんなのを言っても郷土資料室の方から……。

○南委員長　三鬼委員さん、随分話が広がっているもので、予算書のほうへ戻ってください。

○三鬼（和）委員　郷土資料室の中で、そういうのはどうなんですか、これであれします。

○南委員長　答弁を求めて昼食にしますので、生涯学習課長。

○三鬼生涯学習課長　郷土室につきましては、現在、郷土室の奥の收藏庫がかなりもういっぱい状況になっておりまして、曾根の收藏品の中でもお引取りできないかというふうな御相談もありましたので、地区のほうに学芸員が出向いて、その中で引き取れるものは引き取らせてもらおうとは思ってはおりますけれども、キ

ャパシティー的には、もうかなり収蔵庫としてもいっばいの状況でございますので、なかなか中央公民館のほうでお受けする部分というのは、かなり限られるかなというふうな形です。

- 南委員長　　ここで昼食のため休憩します。午後は1時15分から再開いたします。

(休憩　午前11時54分)

(再開　午後　1時11分)

- 南委員長　　少し早いようですけれども、全員おそろいですので、引き続き行政常任委員会を開催いたします。

- 山口教育総務課長　　すみません。午前中の小川委員の質問に対して誤った発言がありましたので、ここで訂正させていただきたいと思えます。

小学校教育振興経費の中の扶助費で、就学資金の奨励費の中で、修学旅行費の対象者の御質問があったかと思うんですけれども。

- 南委員長　　ちょっと待って、何ページやった。

- 山口教育総務課長　　272、273ページの小学校教育振興経費の扶助費、学用品費等というところなんです、この中で修学旅行費の対象人数の御質問がございました。

その中で、私、誤って1人と回答させていただいたんですけれども、1人というのは国庫補助の対象になっている人数でして、実際の人数については修学旅行なので、6年生の21名が対象になっておりまして、金額としましては45万9,690円となります。

また、参考に中学校のほうなんです、中学校の対象人数としましては30名で、金額にしまして182万7,300円というのが正しい数字でありました。申し訳ございませんでした。

- 南委員長　　それでは引き続き、当初予算の審査に入ります。

- 内山委員　　269ページと277ページの学校管理費で、プールの予算が計上されているんですが、令和2年度はコロナ対策により水泳授業が中止という形になったんですが、水泳授業というのは熱中症対策の一つとも言われるように体温を下げたりすることもできますし、最も重要なのは、泳力というよりは、この地域でいうと、海、山が自然環境豊かなので、遊びに出かける子供が多いので、水難防止の面で非常に重要であると思うんですが、令和3年度はどのような考えでしょうか、

お聞きします。

- 出口教育長　　今、委員の御指摘にもありましたように、令和2年度は健康診断も実施しておりませんでして、水泳指導ができなかったということでしたが、確かに水泳指導につきましては、授業だけではなくて水難防止もこれは当然必要ということですので、来年度につきましては、コロナ状況も見ながら、どのようにしていけば可能になるのか、できるのかということ、それぞれ確かめながらしていく必要があると思います。

例えば、更衣室の中が密にならないのか。あるいはプールサイドで子供たちが座っているときに、その距離がきちっと保てているかとか、それから、ビート板とかいうのを使いますが、ああいうものの使い回しがないのかどうか。

それから、水泳前の、これも健康観察も重要でございますので、そういった点できちっと対応ができるかということを考えながら、それらがクリアできるのであれば、何とかぜひ実施をしていきたいと思いますが、あくまでも状況を見ながら考えていきたいということでございます。

- 内山委員　　夏休み、海、川に遊びに行ったりすると、必ず子供たちが遊んでいるという姿も見られたので、やっぱり事故防止も兼ねて必要ではないかと思っておりますので、ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。

あと、先ほどビート板の使い回しというふうにあったんですけど、参考として、紀北健康センターでは、ビート板と一緒にシャワーに行くと、ビート板も一緒に洗った後に天日干しするというふうな形も取っておりますので、そういう事例も参考にさせていただいて、ぜひよろしくお願ひいたします。

- 出口教育長　　ビート板の今のお話につきましては、また学校のほうに伝えていきたいというふうに思います。

それから、昨年度水泳はございましたが、夏休み前のいわゆる自由水泳とか、そういうあたりにつきましては指導をきちっと行っておりますので、来年度もあるなしにかかわらず、夏休み中の自由水泳につきましてはきちんと指導していく必要があるというふうに思っています。

- 南委員長　　よろしいですか。

- 野田委員　　午前中の三鬼委員にちょっと重複してしまうんですけども、僕、今回、これ、お聞きしたいと思っていましたらちょうど重なってしまったんですが。

主要施策の81ページの魅力ある学校づくり推進事業というのと、予算書で265ページの22万1,000円ということで上がってきて、僕はもう、これ、特色

ある事業になってほしいと思っているほうなんですけれども、伸び伸び英会話というか伸び伸び英語教育ということで、非常に僕、期待しているんですけども、この事業内容においては、主要施策の中で三重大学の共同研究9年間ということで、今後、英語教育を充実させるということでやっています。

この中で、特に英語の指導経験が少ない小学校教諭に対し、重点的に助言指導を行うとか、教職員を対象にした、開催するということが挙げられているんですけども、もっと楽しいような感じの今後の発展性というんですか、そこら辺はどうかということ。

補助金の関係でやるのか、それとも、賀田小、輪内中をやったのを、今後、尾鷲中学校とかそういうところへ広げる形というのはあるのかどうかということをお聞きしたいんですが。

○植前教育総務課学校教育調整監　　まず、賀田小のほうで、やはり指導者の育成が大事であるということで、大学の先生のほうへ来ていただいて指導方等についての研修もさせていただくということで、小学校6年間、中学3年間とそれぞれに昨年度から取り組んで、ようやくある一定の型が、形ができてきたと。

今度は小中つなげて9年間のカリキュラムということで、今年度はコロナの影響で、三重大のほうからも遠慮させていただきたいというふうなこともございましたので、うまく進まなかったことはあったので、来年度かけて9年間の一つ、1本通したものをというふうに考えておるところです。

これらの取組を、ぜひ参考にさせていただきたいということで、当然、市内の小中学校のほうへ広げていく予定ではございますし、今、今年度から小学校、英語の授業が入ってきていますので、一体それをどないしたらええんだらうかというような声も出てきておりますので、そういったところは、賀田小へその取組を直接見に来てくださいというふうなことでも、御案内もさせていただいているところです。

○野田委員　　子供だったらそういう環境のところへぽっとほられると、やっぱり自主的にいろいろこう学ぶということがあると思うものですから、私先ほど、今後の発展性と言いましたけれども、やっぱりそういう環境づくりをしていかないと、語学というものは自分のものにならない、僕自身もなっていませんけれども、ならないのかなと思いますし。

今後のグローバルと書いてありますけれども、やっぱりそういう部分では、強制じゃなくて伸び伸びとした、やっぱり体で覚えるような英語という、英会話というものをちょっと期待したいと思うんですけども、またよろしく願います。

以上です。どうですか。

○植前教育総務課学校教育調整監 貴重な御意見ありがとうございます。

当然、子供たち、英語にまずなれ親しむという、楽しく参加するということこそ一番大事にしてやっていただいておりますので、子供たちも本当に我々が想像するよりも早いんですね、習熟とか楽しむことが。

そういった期待も込めておりますので、今、おっしゃっていただいた御意見も参考にしながら、また学校のほうへもお伝えをさせていただきます。ありがとうございました。

○野田委員 よろしく申し上げます。

○仲委員 259ページの教員職員人件費で、会計年度任用職員報酬が458万あるんですけど、今回の市長の所信表明の中で、GIGAスクール構想というのがありまして、その中で、ICTの実践推進モデル校を指定すると。そして、ICT支援員の配置も考えながら効果的な活用の研究に取り組むというふうになっていますけど、この中、報酬の中にICT支援員の報酬は入っているかどうか。

それと、ICT実践推進モデル校というのはどこなのか。お答えください。

○山口教育総務課長 まず、人件費の関係でございます。

人件費でいきますと、266、267ページの小学校職員人件費の報酬の会計年度任用職員、こちらの中にICT支援員1名分の予算が計上されております。

○出口教育長 ICT支援員につきましては、拠点校を1校設けまして、そこへ配置をいたしまして重点的に見ていただくことと、そのほかの学校にも随時回っていただくと、そういうような配置を考えております。

拠点校につきましては、今現在、宮之上小学校を予定しております。

○仲委員 ICT支援員というのは、拠点にして1名で足りるかどうかというクエスチョンマークもあるんですけどね。今回が初年度ということですので、それはそれでよろしいんですけど。

一般質問でしましたけど、このICTの普及については、必ず必要になってくるという中で、今後の展望として、これを、拠点校を決めて、その後、各学校のICTの向上を目指すために、何名か増やす構想がありますか。

○出口教育長 これにつきましては、特に令和2年度の中で全てタブレットが完備されて、令和3年度は、いよいよ先生方のこれの活用の仕方、そして学校内での普及の仕方、そこに重点を置くということになると思います。

その中では、基本、先生方の状況を見ていますと、やはり若い先生方はかなり活

発に使っていただけるけれども、教員の中でもやはり格差があるだろうというふうに私たちは考えておりますので、この1名配置をさせていただいた中で、ちょっと様子を見ながら1年間は我々も試行期間として考えていきながら様子を見て、次を考えていきたいというふうに思っています。

○仲委員 中央審議会の教育審議会の答申においても、G I G Aスクール構想の中で、一くくりの中で学校を、教育を保持していくというまとめ方があると。その中でやはり、地方においても、都市においても、やはりICTを使ったもので向上を目指すというのがありますので、ぜひ、指定校を注視して、今後の前向きな考え方を、ぜひ考えていただきたいと思います。何かありましたら。

○出口教育長 今おっしゃったとおりにいわれるG I G Aスクール構想の中で、タブレットそのものが一つのツールとして大きな役割を果たすということからも当然でございますので、その部分について、全ての先生方がそれに対応できるように、そして、また子供がそういう技術を身につけること、そのためにはやはり教員だけではなくてサポートする人がいるということは、これ、我々も大事に考えておりますので、まず、1年間やらせていただいて様子を見ていきたいというふうに思います。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 予算書の275ページで、中学校の学校管理費についてなんですけど、先ほど資料の中で、尾鷲中学校のトイレの改修事業、ハードの部分でこれから進めていくわけなんですけど、様式が床の乾式とか変わってくるのと洋式トイレになることで、結構衛生的な用品が大分変わってくるんですけど、この辺の、これ9月以降になるかと思うんですけどね。消耗品とかそういうのは、新年度に措置されているんでしょうか。

○山口教育総務課長 中学校のそういった消耗品関係につきましては、特に保健衛生の関係になると、中学校保健衛生管理費の中に含まれております。

この中には、今年度、コロナ対策としまして、国の2分の1補助金も利用したコロナ対策保健衛生費というものもプラス40万円ほど入っておりますので、その中で、こういったトイレに係る消毒であったりとか、そういったものもここには計上しておりますので、その中で対応していきたいと考えております。

○楠委員 279ページのところでよろしいですか。

○山口教育総務課長 そうですね、279ページの中学校保健衛生管理経費の需用費の中で、消耗品費というのがあるんですけども、こちらのほうが国の2分の

1の補助金を使って、コロナ対策保健衛生費が含まれております。

○楠委員 それは、去年の予算と比較して倍になっているということですか。

○山口教育総務課長 昨年度の金額でいきますと、3万3,000円でした。

今年度は補助金を活用して43万3,000円という金額になっております。

○楠委員 はい、分かりました。

次に、297ページ、天文科学館の管理運営経費で、委託料81センチの天体望遠鏡の保守・点検業務委託料で44万ということになっているんですけど。これは、あくまでも天体望遠鏡の保守と点検。全体の保守、点検というものがなくても大丈夫なんですかね。

というのはですね、毎年毎年あそこ壊れたの、ここ壊れたの予備費じゃないですけど、急に修繕費が出てきたりしているんですけど、本体そのものの、もう保守、点検そのものはしなくていいのかどうか、安全なのかどうか。その辺含めてお願いします。

○三鬼生涯学習課長 今年度、突発的な修繕対応ということで保全等をさせていただきました。そういうふうなことが起こらないように、日常的な管理も含めて、担当を含めて徹底してまいりたいと思います。

こちらの業務委託料につきましては、カメラ、天体望遠鏡そのものの保守、点検の費用のみとなっております。

○楠委員 基本的に、需用費の中の修繕料は12万8,000円は入っているんですけど、いわゆる定期的な検査するような、2年に1回とかそういうことをしていないと、急にまた修繕費が出てきたとかという、ならないような取組が必要じゃないかなと思うので、その辺は今後、検討課題としてやっていただければと思います。

次に、299ページ、これが一般保護事業で、須賀利大池、これ、毎回言っているんですけど、小池の保存管理委員会の報酬を毎年設けているわけなんですけど、これは主要施策で91ページですか。委員さんからいろいろ意見が出ていると思うんですよ。どうするのか、維持管理するのかという。

毎年、検討だけして何とかしていこうという事業費が全然見えないというのはどうということなのか、教えていただけますか。

○三鬼生涯学習課長 大池、小池につきましては、天然記念物の保全ということで、特に海跡湖とかその周辺に関わる植物の調査につきましては、専門家と一緒に

現地のほうを調査して、その都度、年に1回の調査報告会といいますか、そういう形でのフィードバックをしております。

今年度もそういうふうな形での年間の調査、点検に関しての報告というふうな形になっておりまして、その先の事業化というところにつきましては、文化財を保全していくというふうな形の調査を中心というふうな形になっております。

○楠委員 調査とか検討するのは毎回毎回やっていて、実際に委員さんの声を聞くと、もう大分汚泥がたまったりとか、木が枯れてきたりとか、いろいろあと鳥の影響で、何か大分雰囲気が変わってきていると思うんですよね。

私も特別天然記念物だったらなかなか手をつけるのは難しいと思うんですけど、単なる天然記念物だったらどンドンどンドン手入れをしていかないと、立派に審議会があるにもかかわらず、指定したものが朽ち果てていくということになると思うんですけど、一度、今年度は無理でしょうけど、次年度あたりに整備事業費を設けて手入れをしたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

というのは、いろんな面で言っていますが、やはり観光的な面で、使えるところはしっかり管理してやっていくということが必要なもので、もし、これ開いた委員会の委員も委員から発言があった内容を整備するんだったら、天然記念物のお金も使えないんだったら取消しでもしてもらったほうがいいんじゃないですか、極端な言い方だけど。

そのぐらいの気持ちがないと、ただあるだけじゃ意味がないと思うんですよ。その辺、どうなんですかね。それは、もう市長に答えてもらうしかないか。教育長、どうなんですか、その辺は。

○加藤市長 楠委員の考え方、進め方というのは、私も同じなんですよね。使えるものは使っていこうというような。

もう使えないものであれしたものは、きちんとスクラップしたらいいんじゃないかという、その辺のめり張りをつけながらおっしゃっているこの大池の話についても、正直言って進んでいないことは進んでいないと思います。そういうことも含めて、やはり検討、そういったものについて、学校の話もさっきの話もそうなんですけどね。

使えるものについてはきちんと使っていくための手法を考えながらきちんと資金計画も立てなきゃならないとか、いろんなやり方で考えていかなきゃならないと思いますし、おっしゃることは、その方向性や考え方については、私はそういう気持ちでおりますので、今度の1年間、こういった形でもっと検証するべきじゃないか

などは思っております。

- 楠委員　　基本的に決算もありますので、そのときはまた改正されているんですけど、やはり、この決算のときに保存管理委員会というんですかね、一応、いろいろ検討していただける方の会議録というわけじゃないですけど、どういう発言をされているのか、一回それを議会のほうに報告して、次にあるべき姿を議員も含めて検討する必要があるんじゃないかと思うんですけどね。ぜひ、その辺は検討課題として入れておいてください。

以上です。

- 濱中委員　　予算書になくて、質問なのであれなんですけれども、防災教育という項目の予算ってこのところないですよ。

平成30年度に大きな50万余りの委託料をつけて、大きな取組がやられた後に、防災教育という名前で予算になっておる部分がないんですけれども、今年はどこかに入っているんですか、これ。予算的にはどうなんですか。

- 山口教育総務課長　　防災教育につきましては、先ほど言われたように、30年度当時までは予算化されておりましたので、各学校には既にその考え方がもう浸透したであろうということで、そういった先生を招聘するような金額というのは、ここには入っておりません。

ただし学校では、それぞれ防災教育に係る取組というのはやっております、少ない金額ではございますが消耗品であったりとか、そういったことは各学校の消耗品の中で活用しておりますので、取り立てて防災学習という予算は取ってはおりませんが、防災学習という理念というか考え方は、当然、今の学校でもありますし、それは、毎年、授業としてやっております。

- 濱中委員　　もちろん、もう長い年月になってきておりますから、学校自体にそういったほぼ防災文化のような形でやってくれているのがすごく理解しております。少ないお金の中で工夫をされていることも見せていただいておりますけれども、ただ、子供たちは毎年変わってきますよね。

先生たちも移動というのがあって、じゃ、これを手厚く学んだときの教師陣と、そのあとの教師陣とに温度差を心配する部分とかもあるのも、やはり、毎年繰り返しやられている訓練ももちろんなんですけれども、数年に一度は大きく、また取り上げるような形が必要ではないかと思うんですけど、その辺りの考え方はどうですか、教育長。

- 出口教育長　　防災教育につきましては、今、総務課長のほうも申し上げました

が、やはり、まず、学校が独自のいわゆる避難、災害を回避する行動、それが実践としてできるということが、まず一番大事なことでございまして、今はそれが充実をしているときであろうというふうに、一応は思うわけです。

それじゃ、そのことが、教師が代わっても、子供が上に上がっていったとしてもきちっと同じ形でやっぱり引き継がれていくことが非常に大事なことだと思いますので、その部分でまず力を入れることが一つと。

そして、委員おっしゃられましたように、やはり数年に一度、何年かに一度はそれをもう一度見直していく、そして、新しい考え方もそこに入れた、いわゆる避難計画なり避難行動を取り入れていくということは、これは必要だと思いますので、また今後の、まず、一つの期間の中で考えていきたいというふうに思っています。

○濱中委員　この間、一般質問でお答えいただいたみたいに、保護者への啓発も防災教育の中には一つ役目としてあると、子供たちを通じて若い保護者たちにお知らせをしていくという、そういった役目もある。

せんだってテレビのニュースで取り上げられておりましたけれども、輪内中学校のマップ作りであるとか、そういった辺り、情報発信をするという、そういった役目も考えると、ある程度の予算も必要かなと思いますので、そういった辺り、今後の防災教育、途切れないような形でお願いしたいと思います。

○南委員長　他にございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ないようでございますので、令和3年度の当初予算の説明の審査は終了をいたします。

ここで、幼児教育のほう、あれなんですけれども、学校施設保全の案だけ報告してもらおうかいね。

○山口教育総務課長　それでは、報告事項につきまして、御報告させていただきます。

本市の児童・生徒が在籍する学校について、学校施設ごとの長寿命化、保全といった施設の安全性の確保と適切な維持管理を行うための計画を策定する必要があるが、国より求められております。

その維持保全の考え方について、この保全計画に定めるものでございます。

この学校施設保全計画(案)につきましては、先月16日の行政常任委員会において御説明させていただきました。

その中で、議員の皆様から御意見もいただきました点について修正を行いました。その中で、各学校のプールにつきましても学校施設の重要な施設であるとの御意見をいただきましたので、今回、最終案という形でございますが、プールにつきまして追加したものでございます。

修正した部分について、担当より御説明させていただきます。

○山口教育総務課主任　それでは、資料に基づき御説明させていただきます。

行政常任委員会資料、1ページを御覧ください。

通知いたします。

資料、尾鷲市学校施設保全計画（最終案）を御覧ください。

まず、1ページを御覧ください。

1番、学校施設の保全計画の背景、目的等として、背景と目的、計画期間、対象施設を記載しております。

③対象施設につきまして、校舎、体育館を対象としておりましたが、プールを対象とする旨追記いたしました。

次に、3ページを御覧ください。通知します。

3、学校施設の実態です。

1ページの追記を受けて、対象一覧表にプールの情報を記載させていただきました。赤枠の点線部分が追記情報となります。

次に、7ページを御覧ください。学校施設の保有量です。通知します。

本計画につきましては、国が策定を要求する基準に合わせて国の解説書を参照し作成しているため、グラフについての変更を行わず建物だけの情報とするため、グラフの右下に注釈を追記させていただきました。

続きまして、10ページを御覧ください。

⑧劣化状況調査表を用いた調査結果です。

御意見いただきましたプールにつきまして、修繕の履歴や目視及び経過年による評価を実施し、プール一覧情報を追記させていただきました。

次に、11ページを御覧ください。

従来型と長寿命化型による維持、更新コストの比較です。

7ページの変更と同様、右下赤枠内に、プールを除いた試算となる旨追記させていただきました。

次に飛びまして、16ページを御覧ください。通知します。

施設保全に向けた考え方、改修等の優先順位についてです。

こちらのページは、11ページに記載にあるとおり、今後の計画的な施設整備を行うための改修等の優先順位の設定方法を、ページ上段の表、中段には建物の劣化度順位表を記載しており、御意見いただきましたプールの情報を下段に記載させていただきました。

主にプールの塗装を優先的に実施することを検討し、C評価を解消するような順位表としています。

前回、行政常任委員会より御意見をいただき追記した箇所につきましては、以上となります。

説明は以上でございます。

○南委員長 特に御意見のある方は。

○小川委員 プールなんですけど、これには早田の元小学校のプールとか、梶賀小の元プールというのは、これ全然管理費の中に入っていないわけなんですか。

○山口教育総務課長 この保全計画につきましては、前回、御説明させていただいたんですけれども、現在児童・生徒が在籍する学校を対象とするということで、これが国に求められている保全計画、維持管理に係る考え方ということで、今回、在籍する学校のみ掲載とさせていただいております。

○小川委員 それじゃ、早田のプールとか梶賀のプールは別口で修繕とかそんなのは、これとは別口で考えていただけるといことなんですか。そうやって理解すればいいですか。

○山口教育総務課長 委員おっしゃるとおり、この計画の中には入ってませんが、言われるような休校中の学校も当然ありますので、それは、この計画とは別で考え方としてはありますので、今回入っておりませんが、当然、全く無視しておるとかそうしたわけがないので御理解いただきたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。

○野田委員 この間、マイクロバスで曾根の方へ行ったりしておったときに、尾鷲中学校の、要は手前の運動場よりの校舎の屋根が、やはりさびついておるように思ったんですけれども、あれについては補強というか、ペンキの塗り替えとかというのはどうなのかなというふうに思ったもので、どのように計画とかそんなのは大丈夫なんですか。それだけ確認したかったです。

○山口教育総務課長 尾鷲中学校の校舎につきましては、この表にも反映しておるんですけれども、屋根の部分、B及びCというような劣化状況ということで、当然Cランクに当たる部分につきましては優先的に行う予定ではございますけれども。

以前、委員会でも御説明したように、なかなか屋根とか、外壁、内部仕上げという修繕につきましては、相当な費用がかかることが考えられますので、こういったC、Bにつきましては、まずはD判定を一番に考えていきながら、今後、ほかの修繕等の部分も鑑みながら、今回、予防保全ということで、悪くなる前に手を打つというような考え方が、この劣化度調査で分かりましたので、委員おっしゃるようにCの部分についても、今後、注視しながら手を入れられるところは入れていきたいと考えております。

○野田委員 財政、予算の関係がありますので、やっぱり手順というのがあってなかなか難しいと思うんですけども、やっぱり体育館じゃないですけど、悪くなってしまうらもうどうにもなりませんもので、そこら辺の注視というんですか、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○南委員長 他にござひませんか。

○三鬼生涯学習課長 1点、報告させていただきます。

尾鷲市スポーツ推進計画の中間見直しと、第三次尾鷲市子どもの読書活動推進計画につきまして、1月に開催していただきました行政常任委員会の後、市民の皆様から幅広く意見を、募集を目的からパブリックコメントの募集を行ったところでございます。

広報おわせ、市のホームページ等で周知しまして、中央公民館、体育館、図書館のほか、地区センターやコミュニティーセンターにも閲覧場所を設け、意見募集を行いましたが、結果としましては、意見等は提出されませんでした。

委員会でもいただいた意見を基に一部修正を行ひまして、先般、尾鷲市スポーツ推進計画策定委員会及び尾鷲市子どもの読書活動推進計画策定委員会におきまして最終案を御承認いただき、計画を取りまとめてまいりました。

それぞれの計画につきましては、タブレットの行政計画の中に追加をさせていただきましたので、御報告させていただきます。

以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

これで、教育委員会の審査を終わります。ありがとうございます。

2時まで休憩いたします。

(休憩 午後 1時48分)

(再開 午後 1時59分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

総合病院に入ってくださいました。

まず初めに、事務長からおわびの言葉をいただけるそうです。

○尾上総合病院事務長 説明に先立ちまして、今議会定例会に議案上程いたしました議案第14号、令和3年度尾鷲市病院事業会計予算につきましては、病院事務局の不注意と不手際により議案修正に至り、市議会には多大な御迷惑をおかけしたことを改めておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○南委員長 分かりました。

それでは、尾鷲総合病院所管の議案第9号、尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正についての説明を求めます。

○尾上総合病院事務長 それでは、議案第9号、尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収に関する条例(案)の一部改正につきまして、御説明いたします。

通知いたします。

尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収に関する条例第2条に定める(使用料及び手数料)につきまして、第2号に介護保険法の条文を追記し以下の号を繰り下げる一部改正を行うものでございます。

条例の一部改正の詳細につきましては、病院総務課長より資料により説明させていただきます。

○徳井総合病院総務課長 それでは、引き続き行政常任委員会の資料について御説明させていただきます。

通知いたします。

それでは、1ページ目を御覧ください。

資料1、議案第9号、尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正でございます。

今回の条例の改正につきましては、現在本院で医療保険によるリハビリテーションを実施しておりますが、介護保険で「要支援」、「要介護」の認定を受けた方で医療保険でのリハビリテーションが終了となり、継続したリハビリテーションを希望される方の要望に応じるため、令和3年7月に電子カルテシステムの更新を行うと同時に通所リハビリテーション用システムを導入し、介護保険による通所リハビ

リテーションを行うこととしております。

それに伴い、介護保険法による算定を行うための条例の一部改正でございます。

資料の説明は以上でございます。

○尾上総合病院事務長 以上が議案第9号についての説明でございます。

よろしく御審議をお願いします。

○南委員長 手数料条例の一部改正について、御質疑のある方。

○小川委員 これ、医療保険を受けるか、介護保険かは、医者が判断するんですよね。

これ、介護保険の場合、ケアマネジャーによるケアプランも必要になってくると思います。

そして、また、介護保険では1か月あたりに受給可能な保険サービス料が介護度によって決まっておりますよね。そのため、要介護度の低い高齢者では限度基準額も低く抑えられているため、手厚いリハビリを受けようと思っても、医療を受けられないというのがあって、医療保険給付のほうに戻ってくるという可能性があると思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 この介護保険のほうを使う前に医療保険でリハビリをして、その後、医療保険ではリハビリの日数が決まっておりますので、その期限を過ぎてから介護保険のほうになると思います。

それで、急性憎悪とかした場合は、また、医療保険のほうになる可能性はありますけれども、患者さんのことを考えると継続してリハビリをするために介護保険を使うということになります。

以上です。

○小川委員 医療保険で受けたほうが結構手厚いサービスを受けられますよね。

そのために要介護度認定の低い方というのは、要介護認定を更新しないという場合も出てくると思うんですけど、その場合はどうなんでしょうか、国の基準とか出ているんでしょうか。これ、厚労省から言うてきて改正したと思うんですけど、そんな基準というのはあるんですか。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 基準というのは要介護度によって決まっておりますので、そちらのほうで基準としてリハビリテーションのほうを行うということになります。

以上です。

○小川委員 そうじゃなくて、そういう手厚い、患者さん、お医者さんがこれま

ですと言うた場合でも、患者さんがリハビリを受けたいという場合に要介護認定されたら、これ、介護保険でいかなあかんわけでしょう。

それを自分で手厚いを受けようと思ったら要介護認定を更新せんというのが出てくると思うんですよ、絶対。その場合、どうなのかということを知りたいんですけど。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 医療保険のほうを使っているときに介護保険は使えません。

ですので、医療保険のほうの病院に入院したり、外来かかって医療保険のほうで手厚いリハビリテーションを受けていただいている患者さんはおりますけれども、介護保険のほうと併用というのができませんので、そちらのほうは各自の選択、ケアマネジャーさんとか、いろんな方にドクターに相談していただいで選択していただくような形になると思います。

○小川委員 今言ったことで国のほうで持っておる、あっちこっちの病院とか、介護保険の問題になっていることなのでしっかり調べてください。

以上です。

○高村委員 一つ知りたいんですけど、病院は例えば違うところ行って、リハビリだけお任せしたいということできるの。

○山本総合病院総務課主幹兼係長 通っている病院の主治医が、例えば松阪の病院で、こちらのほうでリハビリの依頼というのはあります。

ですので、こちらのほうでリハビリをお任せしたいということを書いてきている紹介状をいただくこともあります。

○濱中委員 せんだっての広域会議のときに、この総合病院で介護保険によるリハビリの開始のことを把握されてなかったんですけども、その後、広域のほうとの連携はどういうふうになりましたか。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 今、この介護保険のリハビリについて、リハビリテーション部のほうがいろいろと検討していただいております。

それで、まだどのレベルまでやるというところまでの詰めがまだできておりませんので、今後、もちろん介護保険の事業者さんとか、いろいろなところに通知したり、ケアマネジャーさんがやっぱりこれは主になってくると思いますので、ケアマネジャーさんを通じて紹介のほうをしていきたいと思っております。

○濱中委員 今からその詳しいと言うか、どれぐらいの状況になったらこの介護保険のほうというのがお医者さんの判断とかというのが今の説明やったと思うんで

すけれども、ということは、まだ、今の時点では大体予定数と言うか、そういったあたりまでもまだ行き着いていないというふうに理解すればよろしいですか。

○松井総合病院総務課主幹兼係長　　現在こちらで検討しているのは、要介護1とか2の患者さん、やはり通院が必要になりますので、あまり重い方は今のところは検討になっていなくて、やはり最初は1人から始めていって、徐々に徐々に上げていくような形で、1日6人くらいとか、そのくらいまで、9人とか、そのくらいまでできるように今段階的に踏んでいこうという計画はあります。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか、条例改正について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、議案第9号の手数料徴収条例の一部改正についての審査を終了いたします。

続きまして、議案第19号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第4号)の説明をお願いいたします。

○尾上総合病院事務長　　それでは、議案第19号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第4号)の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明いたします。

通知いたします。

1ページを御覧ください。

第1条、令和2年度尾鷲市病院事業会計の補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

第2条、令和2年度尾鷲市病院事業会計予算(以下予算という。)第2条に定めた業務の予定を次のとおり補正する。

(2)患者数につきまして、1日平均155人を142名に、年間延べ5万6,718人を5万1,823人に、外来1日平均356人を351人に、年間延べ8万6,395人を8万5,334人にそれぞれ補正するものでございます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
収入の部として第1款病院事業収益、既決予定額43億3,562万9,000円から補正予定額1,677万3,000円を増額し、合計43億5,240万2,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、第1項医業収益、既決予定額34億9,155万2,000円から、補正予定額1億9,913万4,000円を減額し、合計32億9,241

万8,000円とするものでございます。

第2項医業外収益、既決予定額8億3,777万3,000円から、補正予定額2億1,590万7,000円を増額し、合計10億5,368万円とするものでございます。

次に、支出の部でございます。

支出の部として第1款病院事業費用、既決予定額41億1,415万3,000円から、補正予定額9,272万6,000円を減額し、合計40億2,142万7,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、第1項医業費用、既決予定額39億5,328万5,000円から補正予定額8,765万円を減額し、合計38億6,563万5,000円とするものでございます。

第2項医業外費用、既決予定額1億4,686万8,000円から、補正予定額507万6,000円を減額し、合計1億4,179万2,000円とするものでございます。

第4条、予算第4条本文括弧書き中、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,422万9,000円は、一時借入金で措置するものとする）を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,696万2,000円は、一時借入金で措置をするものとする）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部として第1款資本的収入、既決予定額3億8,812万円から、補正予定額1,680万1,000円を減額し、合計3億7,131万9,000円とするものでございます。

第1項企業債、既決予定額1億7,220万から補正予定額1,270万円を減額し、合計1億5,950万円とするものでございます。

第5項補助金、既決予定額1,608万8,000円から、補正予定額410万1,000円を減額し、合計1,198万7,000円とするものでございます。

支出の部として第1款資本的支出、既決予定額5億3,234万9,000円から、補正予定額1,406万8,000円を減額し、合計5億1,828万1,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額1億9,483万9,000円から補正予定額1,406万8,000円を減額し、合計1億8,077万1,000円とするものでございます。

2 ページを御覧ください。

第5条、予算第5条債務負担行為を次のとおり補正する。

これにつきましては、来年度以降における各事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものでございます。

追加といたしまして、事項、三重大学東紀州地域医療学寄附研究部門からの医師派遣等に係る経費、期間令和3年度から令和4年度まで、限度額2,100万円。

変更として事項、電子カルテシステム更新事業、補正前限度額3億3,000万円を補正後限度額3億30万円。

事項、リニアック更新事業、補正前限度額3億6,000万円を補正後限度額3億5,800万円、これにつきましては、契約金額が確定したことにより債務負担行為の行為額の補正を行うものでございます。

第6条、予算第6条企業債を次のように改める。

医療機器整備事業の補正前の限度額1億5,390万円を補正後の限度額1億4,280万円に。

附帯設備整備事業の補正前の限度額1,830万円を補正後の限度額1,670万円とするものでございます。

第7条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費の既決予定額22億8,407万2,000円から、補正予定額3,044万2,000円を減額し、合計22億5,363万円とするものでございます。

3 ページを御覧ください。

第8条、予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額7億6,372万3,000円を7億2,071万6,000円に改める。

4 ページを御覧ください。

令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第4号)説明書でございます。

款項につきましては、先ほど御説明いたしましたので省略させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出のうち、収入の部、1項医業収益、1目入院収益、1節入院収益1億8,606万1,000円の減額は、コロナウイルス感染症の影響で入院患者数の減によるものでございます。

2目外来収益、1節外来収益511万4,000円の減額は、入院と同じくコロナウイルス感染症の影響で、外来患者数の減によるものでございます。内容につきましては、後ほど資料のほうで御説明いたします。

4目その他医業収益、1節室料差額収益795万9,000円の減額は、入院患者数の減による個室使用料の減によるものでございます。

2項医業外収益、2目補助金、2節国県補助金2億1,636万3,000円の増額は新型コロナウイルス感染症対策事業補助金によるものでございます。内容につきましては、後ほど資料で御説明いたします。

6目その他医業外収益、1節その他医業外収益45万6,000円の減額は、主にテレビカード収益の減によるものでございます。

次に、支出の部、1項医業費用、1目給与費3,044万2,000円の減額は、支払い実績等に基づき精査した結果、給料、手当、法定福利費等が減額になることによるものでございます。

2目材料費4,282万円の減額のうち、1節薬品費2,860万2,000円の減額と2節診療材料費1,357万9,000円の減額及び3節給食材料費63万9,000円の減額は、支払い実績に基づき精査した結果、入院患者数の減によるものでございます。

3目経費1,342万8,000円の減額のうち、5節消耗品費20万円の増額は、ウェブ会議用消耗品購入によるものでございます。

6節消耗備品費100万円の増額は、ウェブ会議用消耗備品購入によるものでございます。

7節光熱水費300万円の減額と8節燃料費66万9,000円の減額は、支払い実績に基づきまして精査した結果、使用料減によるものでございます。

12節保険料49万6,000円の減額は、支払い実績に基づき精査した結果、出産数の減による医療補償制度掛金減によるものでございます。

14節通信運搬費23万1,000円の増額は、電話使用料増によるものでございます。

15節委託料1,213万1,000円の減額は、支払い実績に基づき精査した結果、入院患者数減による加工費、材料費減によるものでございます。

16節臨床検査委託料76万3,000円の減額は、支払い実績に基づき精査した結果、外来患者及び入院患者減による外注検査減によるものでございます。

5ページを御覧ください。

6目研究研修費96万円の減額は、研究研修旅費の減によるものでございます。

2項医業外費用507万6,000円の減額のうち、4目雑支出、1節雑支出497万円の減額及び5目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税10万

6,000円の減額は、今回の補正に伴い控除対象外消費税並びに消費税及び地方消費税を再算定したことによるものでございます。

次に、(2)資本的収入及び支出のうち収入の部1項企業債、1目企業債1,270万円の減額は、器械備品、車両購入、その他有形固定資産購入費の入札差金によるものでございます。

5項補助金、1目国県補助金、1節県補助金410万1,000円の減額は、その他有形固定資産購入費等の入札差金によるものでございます。

次に、支出の部、1項建設改良費、1目資産購入費、1,248万円の減額は器械備品、車両購入、その他有形固定資産購入費の入札差金によるものでございます。

2目工事費、1節工事請負費158万8,000円の減額は、自動火災報知設備更新工事の入札差金の減額でございます。

6ページ、7ページを御覧ください。

令和2年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは令和2年度1年間の現金の増減を表わすものでございます。

7ページの下段、今年度末の資金期末残高は2,542万8,000円となる見込みでございます。

8ページ、9ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。

給与費及び法定福利費の合計は22億8,407万2,000円から3,044万2,000円を減額し、22億5,363万円とするものでございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

令和2年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

補正後の予定では、11ページの下から3段目の当年度純利益は3億2,947万1,000円の黒字となる見込みでございます。

12ページからは尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表及び注記を記載しております。

13ページの中段の4、流動負債(1)一時借入金でございますが、令和2年度末の残高は第3号補正後、予算時から5,000万円減額し、2億円になる見込みでございます。

以上が令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第4号)及び予算説明書の説明でございます。

引き続き病院総務課長より資料の説明をいたさせます。

○徳井総合病院総務課長　それでは、引き続き行政常任委員会資料について御説明させていただきます。

通知いたします。

２ページ目を御覧ください。

資料２、医業収益（入院収益・外来収益）でございます。

上段の表が入院収益、下段が外来収益であります。いずれも各科別ごとに第３号補正年間見込額から１月から３月までの実績及び見込みに基づき患者数、診療単価を加味し、年間見込額としております。

入院収益では主なものとして、上から１段目、内科が第３号補正、１日平均患者数から７．６名の減、第３号補正年間見込額から９，９０３万９，０００円の減、上段２段目、外科が第３号補正、１日平均患者数から４．４名の減、第３号補正年間見込額から６，３４３万３，０００円の減。

上段３段目、整形外科が第３号補正１日平均患者数から２．２名の減、第３号補正年間見込額から２，２８４万１，０００円の減でございます。

下段２段目、一般病棟１９９床で、第３号補正１日平均患者数から１４．２名の減、第３号補正年間見込額から１億９，４３７万１，０００円の減。

下段１段目、地域包括ケア病棟が第３号補正１日平均患者数から０．８名の増、第３号補正年間見込額から８３１万の増。

一般病床１９９床、地域包括ケア５６床、合計２５５床、合計で第３号補正１日平均患者数から１３．４名の減、第３号補正年間見込額から１億８，６０６万１，０００円の減となっております。

続きまして、下段外来収益の主なものにつきましては、上段１段目、内科が第３号補正１日平均数から０．２名の増、第３号補正年間見込額から８５３万９，０００円の増。

上段２段目、外科が第３号補正１日平均患者数から１．６名の減、第３号補正年間見込額から３４３万８，０００円の減。

上段３段目、整形外科が第３号補正１日平均患者数０．４名の減、第３号補正年間見込額から４３４万１，０００円の減。

外来合計で第３号補正１日平均患者数から４．３名の減、第３号補正年間見込額から５１１万４，０００円の減となっております。

３ページ目を御覧ください。

資料３、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の内容でございます。

補助金のメニューといたしまして1、事業名、新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関緊急支援事業でございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染が拡大し、新型コロナウイルス感染症患者等の受入れ病床と人員を確保するため、緊急的な処置として新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者を支援して受入れ体制を強化する補助でございます。

収入といたしましては病院事業収益、医業外収益、補助金、国庫補助金といたしまして2,312万5,000円でございます。

2番、事業名、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業でございます。

内容は、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診療する2次救急医療機関の設備整備事業に対する補助でございます。収入は病院事業収益、医業外収益補助金、県補助金としまして6万1,000円でございます。

収入減といたしましては、個人防護服、実績による減といたしまして371万1,000円の減、簡易診察室一式、入札及び実績による減330万1,000円でございます。

3、事業名、新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業、内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症患者専用の病床が空床になった場合に、空床確保に要する費用及び隔離するための休床に要する費用のための補助でございます。

収入といたしましては、病院事業収益、医業外収益補助金、県補助金1億9,548万8,000円でございます。

対象事業として新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の受入れ病床の確保に係る空床及び休床に対する減収補填分でございます。

以上が第4号補正の資料の説明でございます。

○尾上総合病院事務長　以上が尾鷲市病院事業会計補正予算（第4号）及び予算説明書についての説明となります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○南委員長　補正予算は以上でございます。

○濱中委員　今の最後の補助金のことを詳しく言っていただいたんですけれども、この補助金の算定根拠のことをもう少し聞きたいんですけれども、これはこの補正予算書を作った時点の実績数値なのか、それとも今後まだ増える予定があるのか、その数字によって動くものなのか、現在でこれ、確定のものなのか、教えてください。

い。

○高浜総合病院総務課長補佐　この補正予算をつくった実績を基につくっておりますけど、ある程度見込みも含んでこの計算にしておりますので、決算時に若干増える要素もあるかとは思われます。

○濱中委員　そうしますと、令和2年度におきましては、現在、この予算書を見ると、大体全体で6億少しの補助金というふうに全体でなっておりますよね。そこでどうにか今回かなり黒字が出ておるような格好なんですけれども、そうしますと、最終的には6億何がしかの補助金でという感じやと思うんですけど、実際の医療行為による収入は、単純にこれを引けばそれで出る話ですか。もう少し本来の医療行為のときの益と出のあたりでお答えいただけますか。

○尾上総合病院事務長　濱中委員さんがおっしゃっておる部分については、医業外収入で補助金がどれだけということによろしいですか。

補正予算の10ページ、11ページのところで予定損益計算書がございまして、この3の医業外収益の(3)の補助金のところ、ここにコロナ禍に対する3条の分の補助金が約5億2,000万ほど入っております。なので、それを引いていただくと純然たる営業の部分での損益が出てくるということ。

4条のほうにも若干プレハブとか建てた部分の補助があつて、それは4条予算のほうには約1,198万7,000円は4条予算のほうにあるんですけど、営業の部分での損益ということであれば今御説明したとおりでございます。

○濱中委員　それともう一点なんですけれども、給料のほうの減額があるんですけども、どういった職種の方がその減った分なのかというのを教えていただけますか。

○尾上総合病院事務長　予算の説明でも言わせていただいたんですが、看護師が中途退職した部分の減額でございます。

この補正に関わる部分につきましては、4名分になります。

○濱中委員　昨年度からこの看護師さんの退職がすごく心配されておまして、その後入ってくれる方とのやっぱり差がまだ埋まっていないのかなというふうな心配をしておまして、そのDPCの基準の中で残業時間のほうは前提の平均で出されるでしょうから、きちんと保っていただくようなことをしてもらっておるんやと思うんですけども、ただ、心配するのはその平均であるとどうしても超えていかれる方、どうしても配慮して少なくせん方とかいうのが出てこられるのではないのかなというそういった心配をしておりますので、今すぐでなくてもいいです、

分かっておればで、分かってからでもいいですので、大体その最高の方が何時間の残業であるとかという、その辺りを教えていただけるような資料が、また、後日でも結構です。きちんとDPCの制度が維持できていくのかどうかを確認したいのでその辺りをお願いします。

○南委員長 資料として提出できますか。

○尾上総合病院事務長 お時間をいただければ、資料としては提出させていただきます。

○南委員長 じゃ、できたらよろしくお願ひいたします。

○野田委員 資料2ページなんですけれども、コロナ禍で第4号補正のところで診療単価が3万6,371円となっています。

これはDPCが導入された金額になりますので、前年度と比較してこの補正の中ではどのような形になっているのか、金額、前年度比較、補正における。

○高浜総合病院総務課長補佐 ただいま御質問いただいた3万6,000円は、地域包括ケア病棟も含めての平均になっておりますので、一般病棟といたしましては、その二つ上、3万8,342円となっております。

これは今年度実績によるものでして、前年度実績は約3万4,000円中頃、3万4,500円平均、取っておりますので、約4,000円ほどDPCになった効果が出ておるものと思われま。

○野田委員 次に、地域包括ケア病棟で入ってくる3万898円ということで、この回復期病棟の効率という部分は非常によく、患者数は減少していますが、推定が不可能なんですけれども、これも前年度比較したらどれぐらいの……。

○高浜総合病院総務課長補佐 地域包括ケア病棟におきましては、令和元年度決算で3億9,457万となっております。

ですので、今年度が見込みとして約4億2,400万となっておりますので、これが差額となっております。

○野田委員 1人当たりになると980円ぐらいかなと、これは分かりました。

そういう僕は予測をしたんですけれども、要はこの中で、それはそれで、患者減がやっぱり大きな収益減になってしまっていて、その分を補助金で、約5億4,000万の補助金が入ってきてすると、国からのほうですけど。その中で1月から3月の見込み数字で補正を組まれたということなんですけれども、患者数の減少は以前に比べておさまっているということはないでしょうけれども、減少率というのは大分緩和というか、抑えられてきておるんじゃないかなと思うんですけど、その点、ど

のように見込んでいますか。

○尾上総合病院事務長　　まず、特に外来のほうなんですけれども、今回の3月補正を12月比較していただくと、12月補正で減額した部分が今となってみると少し大きかったと。

それは野田委員さんがおっしゃられるように外来患者については少し戻ってきたのかなというふうに感じております。

ただ、入院患者さんにつきましては、年度を通して一定の割合で低い水準で推移しておるといような形でございます。

○野田委員　　補正については以上でよろしいです。

○奥田委員　　資料の3ですね、3ページのところで、お聞きしたいんですけれども、先ほど野田委員も言われたように今回この新型コロナのこの関係で、資金的収入も含めて5億4,000万ぐらい今あるのかな。さっきの話を聞いているともっと増えるという話がありますけど。

それがあって3億2,900万の今黒字ということで、数字的には本当にこれ、新型コロナのおかげと言ったら変な言い方ですけど、数字的にはよくなったのかなという気はするんですけど、ただ、それを除くと、だから来年度以降がちょっと心配なんですけど。

それで、この資料3の③のところのこれも12月も聞くのを忘れたもんで、積算根拠のところと空床のところの補助金、1床4万1,000円、それが1万68床分ということになっていきますけど、これ、どういう、この1万68というのは何日分で何床分というような計算なのかな。

○高浜総合病院総務課長補佐　　何床何日というわけではなく、たしか12月のこの委員会でも小川委員の御質問にお答えしたかとは思いますが、当初4月10日に三重県が確保病床を依頼されたときに、うちが確保させてもらった病床数に加えて、さらにとり病床数の県からの要請があって、確保病床とともにその確保したことによって影響のある病床も休止病床として補助金対象になったことによって、その県が拡大期、蔓延期、小康期というふうにベッドの扱いでここまで認めてもいいでしょうというベッド数が違っていました。

ですので、それによって何床掛ける何日というわけじゃなく、その何々期、何々期、何々期においてその対象になる確保病床、休止病床のベッド数が違うことによって、このような積み上げで1万68ということになっております。

○奥田委員　　これ、その影響になった病床が各期違うということで、最大どのぐ

らの病床が認められたんですか、これは。認められたって変な言い方ですけど、最大。

○尾上総合病院事務長　その辺につきましても、尾鷲総合病院が陽性患者受入れの確保病床をっておるということで、9月のときに奥田委員さんにも質疑か何かでお答えしたときに、内訳、どれぐらい持っておるということについては勘弁していただく前提での御説明をしたと思うんですけれども、この部分につきましても、申し訳ないです、そういうことでお願いしたいと思います。

○奥田委員　勘弁してとか言いましたか、今。なぜ言えないんですか、それは。それも内緒ですか。

○尾上総合病院事務長　9月定例会の折にコロナの補助金を計上させていただいて、その段階で総合病院がコロナの指定を県に受けたということで、病床が確保されておるという御説明をさせていただきました。

ただ、その段階で、確保病床数とか、患者さんの受入れについては回答できないということをお願いしてきたということをも申し上げている次第でございます。

この積算根拠を詳しく話していきますと、どれだけ確保病床があるというところに抵触してしまいますので、お願いしたいと思います。

○奥田委員　何でそのどれだけのベッドを用意しておったかというのが言っては駄目なんですかね。それ、別に。

別にベッドをこれだけ用意していましたと言われて、僕ら、分析できないじゃないですか。入院患者が平均142人と、255床もあるのに、142でも60%を切っておるわけですね、稼働率。55%ぐらいかな。その中で空床確保でどれだけしておるのかとないと、全然、病院経営分析ができないじゃないですか、これ。

そういうことも言えないんですか、これ、不思議ですね。

そうすると、予算書の1ページの入院1日平均142人とかとなっていますけど、これはそのコロナ感染者の受け入れている数というのはどうなんですか。入っているんですか、入っていないんですか。それだけ教えてもらえませんか。

○尾上総合病院事務長　患者数の中には入れて積算しておるということでございます。

○奥田委員　そうですか、この入院患者140人の中には陽性患者は入っているということなんですかね。

でも、これまでは入れているというのを言わなかったけど、今やっと認めましたね。画期的なあれですね。やっぱり入れていたんですね、よく分かりました。

それで僕、ちょっと気になるのは、このコロナの関係で今回この5億4,000万というかなりの金額がもらえましたけど、厚生労働省のほうがあまりにもこう補助金をつけ過ぎたという話があって、単なる空床だけのところは戻してもらおうんだというような、ちょっとしたそういう話もちらちらありますよね、何か。この前、あったような気がするんですけども。

そういうふうなことはないですよ、これ、返せと言われても困りますよね。せっかく黒字、これだけ出たのに。それ、大丈夫ですか。

○山本総合病院総務課主幹兼係長 当然、今、国の補助金、いろいろ精査して、県からの情報等も仕入れておりますけど、遡って補助金を減額にするというような話は聞いてはおりません。

○南委員長 他にございませんか。

○野田委員 この補正の2ページのところですけれども、第5条の債務負担行為の追加というところで、三重大医師派遣の経費ということで、これは毎年この時期で要ると思うんですけども、限度額の多少の変動というのは、これはどういう要因があるんですか。

○高浜総合病院総務課長補佐 対象になる医師に対して金額が上下しますので、今度対象になる医者に対して、この金額が必要であるという額で設定させてもらっています。

○南委員長 他にございませんか。

○濱中委員 今稼働率の話が出たんですけども、この未稼働病床のことに关しては医療構想の中である一定の数字を切ると、その削減の要請だったのか、提案だったのか、何かいろんなのあるんですけども、今回の数字というのは、それに含まれてしまいますか。

それとも、このコロナ禍での非常事態という判断をしてもらえるのか。

○尾上総合病院事務長 稼働率70%を切った場合だったと思うんですけど、その部分についての制限は今コロナ禍の中では外されてと言うか、猶予されております。

○濱中委員 そうしたら、その指示のようなものが出されてということはないにしても、これ、今そういった60も切ろうかという中で動いていっているわけですよ。費用も減ってきていますよね。

そうすると、もしかすると病床数はこのコロナ禍が終わった後でも、この今動いておる数プラスアルファぐらいでこの病院は適正に動けるのかなというような予想

もするんですけども、そういった感じで、その病床をコンパクトにして、もちろん病床がいっぱいになるのであれば、8割、9割あるのであればそれだけの病院収入ありますけれども、動かないことによって費用も抑えられるのであれば、そういったコンパクト化ということ、もう一度考えることはできるのかなと思うんですけど、その辺りの計画はどうなっていますか。

○尾上総合病院事務長　　今、濱中委員さんがおっしゃっていただいた1款が地域包括ケア病棟への一般病床の転換ですね。

新改革プランの中には人口減等に伴う医療需要の減少に対応すべく、新改革の中では2022年、来年度を目途に一般病床の削減をということになってはおったんですが、現状これだけコロナ禍の中で収益確保策をしても収益が減ることなので、その辺の経費削減策、逆に言うと。その辺を前倒しでやるということで、院内では現に検討に入っているところであります。

○濱中委員　　以前に私病院の質問をさせてもらったときに、市長がこの病院の形は維持をしたままでという言葉があったんですけども、その数の部分ではなくて、機能としての部分というふうに理解をすればよろしいですか。その経費含め、これがここに見合った形になることは、決してその機能を失うという意味ではなくて、そういったボリュームのことで削減することはあっても機能を残したいという意味というふうな理解でよろしいですか。

○尾上総合病院事務長　　そのとおりです。

やっぱり総合病院、公的病院としての機能、それを現に市民の要望が強い中では、採算が取れない部分についてもやはり維持していく前提で考えていかなければならないと。

その部分については市長はいつもそういうふうにおっしゃっていますので、そういうふうなことを前提に経営を安定させるような形でいろいろと検討していきたいと思います。

○南委員長　　他にございませんか。

○楠委員　　リニアックの補正のほうで3億5,800万ですか、という金額なんですけど、毎回聞いているんですけど、採算ベースでアウトということでお話をされているんですけど、実際にその患者さんって、何回も聞いているんですけど調査されています。

○尾上総合病院事務長　　今、楠委員さんおっしゃられている再三こういう議論をやらせていただいておりますんですけども、債務負担行為を計上させていただいて、

このリニアックの更新事業が病院経営にどうやという議論になったときに、まずはリニアック更新事業が採算を取る単体事業ということで御理解をしていただきました。

その単体の更新事業といった採算という部分については、日本統計学、がん患者、全国から見て地域に落とし込んでということで10.8人いれば採算が取れる中で、11人などが患者が見込めるのではないかとということを議会のほうにも幾度となく御説明したという部分で考えております。

○楠委員　このリニアックを入れていない期間、いわゆる治療していない期間に、実際に尾鷲市の中で、統計的には分かるんですよ。以前4.何人とか。これからは11人ぐらいいるだろうと。それはあくまでも統計学上の話で。

実際に今他の病院にかかっている人がどのぐらいいて、市長も言っていましたよね、足りない分は営業するんだと、どこの誰がどういうふうに営業するか分かりませんが、その数字がないとちょっと。

その採算が合うんだよと、病院も経営ですから、ある程度採算を考えなきゃいけないんでしょうけど、実際その数字が見えない中で、このリニアックそのものを入れていいのかどうか。

というのは、私も調査をしたんですけど、75歳以上の高齢者はともかく、健康保険を使っている方の回数を見ると14件しかないんですよ。平成30年4月から平成31年3月までの14件。

31年4月から令和2年3月までも14件、というのは、これ、7人ぐらいしかないようなんですよ。というのは1回やって、2回目やっているんですよ。その照射の仕方も違うんですよ。

多分、これを見ると新生児か幼児か何かの対応しているのかなと。大人が見えないんですよ。

だから、そういうところの数字も見えないでやっているのと2020年からは診療報酬が変わっているんで、いきなり1,000点とか何万点って数字は取れなくなってきて、2回目以降も必ず2分の1ですよ。

そういう点数を計算していくのと人数を考えていくと、正直言ってこれからそのリニアックだけじゃなくて周辺の設備も改造しなきゃいけないですよ。

工事費があるわけですよ、本体の機械をどんと座るかもしれないけど、据えるための工事をしなきゃいけないわけですよ。

それを考えたときに、初期投資があり過ぎて、それを6年という計算で償却する

わけじゃないだろうけど、計算しても患者の数が見えないで導入は可能なんですか。

○尾上総合病院事務長 初期投資の部分については、現在説明しておりますリニアック棟の改修を行うんですけれども、3億5,800万の中にはその部分も含めているということでございます。

あと楠委員さんおっしゃられましたリニアックに対応する患者さんの把握についてなんですけれども、病院としましてもいろいろ検討しました。

ただ、一概に保険と言いましても私たちみたいな共済保険、いろんな保険の種類があって、いろんな種類の保険で放射線治療を受けている方がどれだけいるのかというのは情報としていただけない部分があります。

あと、尾鷲の方やったとしても、尾鷲総合病院から違う病院に行かれたとしても、必ずその方の治療内容を病院のほうに報告することがあるということではないので、その部分についても不明です。また、個人医院から患者さんの要望で尾鷲総合病院ではなくて、他の地域の病院に行ったときにその方が放射線治療したときも尾鷲総合病院情報としては情報としてつかむ手段がございません。

それらもろもろの数字として把握できない部分があったこともあるんですけれども、何よりもリニアックを更新需要としてお示しするに一番確度の高い部分での患者数の見込みが統計的なものから把握するものが一番確度として高いだろうということで考えまして、病院としては11人確保できる前提で採算が取れるということでリニアック更新に踏み切ったということでございます。

○楠委員 マックスで計算するんだから、誰も採算があるということは分かるんですよ。私が知りたいのは、個人情報とはもかく、皆さんがこの施設を設置するに当たって、各開業医の方とか、そういうところに個人情報ではなくて放射線治療されている件数というのは、基本的には調査も可能ですよね。

職権ではいきにくいかもしれないけど調査をかけることについてはどうなんですか。

○尾上総合病院事務長 すみません、はっきりとしたお答えをその部分についてはできません。

ただ、今、楠委員さんおっしゃっている部分については、この地域のクリニックの先生のことだと思います。ただ、尾鷲総合病院が網羅している診療圏といいますのは、紀北町、熊野の一部も入ります。そこら全ての個人の方々が仮に放射線治療した方のその数字を把握するというのはほぼ不可能に近いのではないかと。

そちらよりも病院としましては、統計的なほうから採算のベースをまずは把握し

たということもあるんですけれども、個々の情報をクリニックないし紀南病院、いろんなところに情報としていただくというのは不可能ではあるのではないかなというふうに思っております。

○楠委員 個々の情報が不可能だったら営業もできませんよね、単純に考えたら。情報が無いんだから。じゃ、この近所を回って、あなた、放射線治療をしますか、しませんかと営業に行くわけですか。

だから、説明と何かやろうとしていることが全然ちぐはぐなんですよ。

○尾上総合病院事務長 いえ、営業活動につきましては、現に尾鷲総合病院に放射線治療装置がない中で、尾鷲から他地域に放射線治療に行っていたおける御負担をかけている市民の方が仮にいて、尾鷲のほうにも放射線治療ができる装置が整備されたので、そちらのほうに行っている方がおみえになったら、途中からでも、初期からでもいいので負担が少しでも少ないということで、こちらのほうに来ていただけるのであればというような営業していくということでして、楠さんのおっしゃられておる部分については採算を取る段階でのその初期の情報ですよね。そこ若干違うと思うんですけれども。

○楠委員 今ないので、行っている方も分かる範囲でと言ったら、件数、分かりますよね、何人行っているかと。

○南委員長 このリニアックの更新事業については当初のほうの資料の中でも工程等についても説明していただく予定でおりますので、また、そのときに集中して審査をしてもらったと思いますので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、続きまして、14号の当初予算のほうの説明をお願いいたします。

○尾上総合病院事務長 それでは、議案第14号、令和3年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について、予算書及び予算説明書の内容について御説明いたします。通知いたします。

1 ページを御覧ください。

第1条、令和3年度尾鷲市病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数、一般病床199床、療養病床56床。

(2) 患者数、入院1日平均144人、年間延べ5万2,716人。外来1日3

51人、年間延べ8万4,990人。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入の部として、第1款病院事業収益38億7,626万6,000円。

第1項医業収益33億1,592万7,000円、第2項医業外収益5億6,023万9,000円、第3項特別利益10万円。

支出の部として、第1款病院事業費用41億4,622万6,000円。

第1項医業費用39億9,792万9,000円、第2項医業外費用1億4,779万7,000円、第3号特別損失50万円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,212万4,000円は一時借入金で措置するものとする。)

収入の部として第1款資本的収入9億3,501万2,000円。

第1項企業債7億1,980万円、第2項負担金2億1,320万8,000円、第3項補助金200万2,000円、第4項投資返還金1,000円、第5項寄附金1,000円。

支出の部として、第1款資本的支出10億8,713万6,000円。

第1項建設改良費7億2,781万8,000円、第2項企業債償還金3億4,911万8,000円、第3項投資1,020万円。

2ページを御覧ください。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定める。

事項、学資貸与金、期間、令和4年度から令和7年度、限度額1,740万円。

事項、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金、期間、令和4年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日まで、限度額1,080万円でございます。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。

起債の目的、医療機器整備事業として限度額を7億1,980万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金の限度額は6億円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 令和3年度尾鷲市病院事業会計予算中不足を生じる場合、款内各項の金額。
第9条、次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれらの以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費23億1,732万3,000円、(2) 交際費60万円。

第10条、病院群輪番制病院運営事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,732万7,000円でございます。

3ページを御覧ください。

第11条、たな卸資産の購入限度額は7億2,465万6,000円と定める。

第12条、重要な資産の取得は次のとおりとする。

1、取得する資産、種類は器械備品、名称は電子カルテシステム、数量は一式及びリニアック装置、数量は一式とするものでございます。

4ページを御覧ください。

令和3年度尾鷲市病院事業会計予算実施計画でございます。

款項につきましては、先ほど御説明しましたので省略させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出でございます。

収入の部、1款病院事業収益、1項医業収益は、1目入院収益、1節入院収益19億1,266万4,000円、2目外来収益、1節外来収益13億355万2,000円でございます。

入院収益及び外来収益につきましては、後ほど資料で御説明いたします。

3目健診収益3,066万7,000円の内訳は、1節一般健診収益2,116万円、2節脳ドック収益308万4,000円、3節1泊ドック収益11万8,000円、4節妊婦健診収益581万5,000円、5節乳児健診収益49万円でございます。

4目その他医業収益6,904万4,000円の内訳は、1節室料差額収益3,846万2,000円、2節公衆衛生活動収益1,211万2,000円、3節その他医業収益1,847万円でございます。

2項医業外収益は1目負担金、1節一般会計負担金2億3,661万1,000円は、一般会計からの繰入金のうち収益的収入に係る部分で資本的収支に係る繰入金と合わせると4億4,986万9,000円となり、前年度と比較して2,486万9,000円の増額でございます。

2目補助金8,445万5,000円の内訳は、1節一般会計補助金1,732万

7,000円。

病院群輪番制病院運営事業補助金でございます。

2節国県補助金713万5,000円は、産科医等確保支援事業補助金他でございます。

3節その他補助金は5,999万3,000円は、紀北町救急医療体制特別支援金他でございます。

3目寄附金、1節寄附金1,000円、4目患者外給食収益、1節患者外給食収益91万4,000円、5目長期前受金戻入2億1,997万7,000円の内訳は、1節国県補助金長期前受金戻入2,131万9,000円。

2節その他長期前受金戻入1億9,865万8,000円、これらは資産の減価償却に合わせて補助金等を戻入するものでございます。

6目その他医業外収益、1節その他医業外収益1,823万1,000円は、テレビカードほかの収益でございます。

3項特別収益は、1目過年度損益修正益、1節過年度損益修正益10万円でございます。

5ページを御覧ください。

支出の部、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費23億2,897万3,000円の内訳は、1節報酬3億1,210万7,000円で応援医師及びパートタイムの会計年度任用職員の報酬でございます。

2節給料8億3,201万8,000円は、職員220名分、フルタイムの会計年度任用職員20名分の給料でございます。

3節手当5億8,095万8,000円は、期末勤勉手当、特殊勤務手当等でございます。

4節法定福利費2億7,980万円、5節退職給付費1億8,599万1,000円は、退職給付引当金繰入額でございます。

6節賞与引当金繰入額1億1,657万8,000円及び7節法定福利費引当金繰入額2,152万1,000円は、翌年度に支出する賞与及び法定福利費のうち当年度分を計上するものでございます。

材料費6億5,987万6,000円の内訳は、1節薬品費4億202万1,000円、2節診療材料費2億5,136万3,000円、3節給食材料費549万2,000円、4節医療消耗備品費100万円でございます。

3目経費7億6,141万1,000円の内訳は、1節厚生福利費85万8,000

0円、2節報償費50万2,000円、3節旅費交通費1,072万7,000円、4節職員被服費84万円、5節消耗品費2,320万4,000円、6節消耗備品費238万7,000円、7節光熱水費8,093万8,000円、8節燃料費4,396万7,000円、9節食糧費72万円、10節印刷製本費78万7,000円、11節修繕費4,218万2,000円、この修繕費の内訳につきましても、後ほど資料で御説明いたします。12節保険料536万4,000円。

6ページを御覧ください。

13節賃借料8,185万4,000円、これにつきましても、後ほど資料で御説明いたします。

14節通信運搬費622万1,000円、15節委託料3億7,439万6,000円、これにつきましても、後ほど資料で御説明いたします。

16節臨床検査委託料1,019万9,000円、17節諸会費164万9,000円、18節交際費60万円、19節広告料71万円、20節負担金3,969万8,000円、21節使用料783万円、22節手数料1,173万4,000円、23節公課費4万4,000円、24節貸倒引当金繰入額300万円。25節寄附金1,050万、これは三重大学からの医師派遣に係るものでございます。

26節雑費50万円でございます。

4目減価償却費1億9,665万円の内訳は、1節建物減価償却費1億802万7,000円、2節構築物減価償却費104万6,000円、3節器械備品減価償却費8,024万1,000円、4節車両減価償却費214万8,000円、5節その他有形固定資産減価償却費518万8,000円でございます。

5目資産減耗費4,162万4,000円の内訳は、1節たな卸資産減耗費4万円、2節固定資産除却費4,158万4,000円で、これにつきましても、後ほど資料で御説明いたします。

6目研究研修費939万5,000円の内訳は、1節謝金20万円、2節図書費246万5,000円、3節旅費交通費336万5,000円、4節研究雑費336万5,000円でございます。

2項医業外費用のうち1目支払利息及び企業債取扱諸費4,230万6,000円の内訳は、1節企業債利息4,150万6,000円、2節一時借入金利息80万円でございます。

2目患者外寝具賃借料、1節患者外寝具賃借料48万6,000円でございます。

3目雑損失、1節その他雑損失360万円でございます。

7 ページを御覧ください。

4 目雑支出、1 節雑支出 9,628 万円は、貯蔵品建設改良費に係る控除対象外消費税でございます。

5 目消費税及び地方消費税、1 節消費税及び地方消費税 512 万 5,000 円でございます。

3 項特別損失は 1 目過年度損益修正損、1 節過年度損益修正損 50 万円でございます。

以上が収益的収入及び支出の予定額でございます。

続きまして、(2) 資本的収入及び支出でございます。

収入の部、1 款資本的収入、1 項企業債は 1 目企業債、1 節企業債 7 億 1,980 万円は、医療機器整備事業債でございます。

2 項負担金は、1 目他会計負担金、1 節一般会計負担金 2 億 1,320 万 8,000 円は、一般会計からの繰入金のうち資本的収支に係る分で、内容は企業債元金償還金分の負担金でございます。

3 項補助金、1 目国県補助金、1 節国補助金 200 万 2,000 円は、オンライン資格確認システム補助金でございます。

4 項投資返還金は 1 目投資返還金、1 節学資貸与金返還金 1,000 円。

5 項寄附金は、1 目寄附金、1 節寄附金 1,000 円でございます。

8 ページを御覧ください。

支出の部、1 款資本的支出、1 項建設改良費のうち、1 目資産購入費 7 億 2,281 万 8,000 円は、1 節器械備品購入費 7 億 2,211 万 6,000 円、2 節手数料 70 万 2,000 円で、内訳は資料で御説明いたします。

2 目工事費、1 節工事請負費 500 万円は、エアコンの設置等工事費でございます。

2 項企業債償還金は、1 目企業債償還金、1 節企業債償還金 3 億 4,911 万 8,000 円でございます。

3 項投資は、1 目投資 1,020 万円の内訳は、1 節学資貸与金 900 万円、2 節貸付金 120 万円でございます。

以上が資本的収入及び支出の予定額でございます。

9 ページを御覧ください。

令和 3 年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

これは令和 3 年度 1 年間の現金の増減を表わすものでございます。

1、業務活動によるキャッシュフローは合計5,545万7,000円、2、投資活動によるキャッシュフローは合計マイナス4億8,870万9,000円。

10ページを御覧ください。

3、財務活動によるキャッシュフローは合計4億2,068万2,000円。

以上により1年間の資金減少額は1,257万円の減少となり、資金期末残高が2,542万8,000円であるため、資金期末残高は1,285万8,000円でございます。

11ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。

給与費等の合計は前年度23億5,001万9,000円、本年度23億1,732万3,000円、前年度比較3,269万6,000円の減額でございます。

詳細につきましては、11ページの下段の表から15ページまでに記載しております。

次に、16ページ、17ページを御覧ください。

債務負担行為に関する調書でございます。

学資貸与金ほか34件の債務負担行為について記載しております。

18ページを御覧ください。

令和3年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

1、医業収益は33億695万1,000円、2、医業費用は39億3,350万円、医業損失は6億2,654万9,000円でございます。

2、医療外収益は5億5,874万3,000円、4、医療外費用は2億521万4,000円、経常損失は2億7,302万円でございます。

19ページを御覧ください。

5、特別利益は10万円、6特別損失は50万円、当年度純損失は2億7,342万円でございます。

当年度繰越欠損金は25億3,765万円であるため、当年度未処理欠損金は28億1,107万円でございます。

20ページを御覧ください。

令和3年度尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、1、固定資産合計32億6,664万1,000円、2、流動資産合計5億8,984万4,000円、以上により資産合計は39億1,212万円でございます。

21ページを御覧ください。

負債の部につきましては、3、固定負債合計25億4,873万8,000円、うち企業債が19億2,660万4,000円、退職給付引当金が6億2,213万4,000円でございます。

4、流動負債合計は9億2,257万9,000円、うち一時借入金が前年度当初予算時と比べて同額の2億5,000万円、企業債が3億4,540万8,000円、引当金が1億3,809万9,000円でございます。

5、繰延収益合計2億1,179万円、以上により負債合計は36億8,310万7,000円でございます。

22ページを御覧ください。

資本の部につきましては、6、資本金2億85万6,000円、7、剰余金合計2,815万7,000円、うち資本剰余金が28億3,922万7,000円、欠損金が28億1,107万円。

以上による資本合計は2億2,901万3,000円となり、負債資本合計は39億1,212万円でございます。

23ページ、24ページには財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準及び手続を注記として記載しております。

25ページから31ページにつきましては、前年度の財務諸表等を添付してございます。

32ページを御覧ください。

企業債明細書でございます。令和3年度末の未償還残高合計は22億7,201万2,530円となり、前年度当初予算と比較して3億7,678万2,092円の増でございます。

予算書の説明は以上でございますが、病院総務課長より資料の説明をさせていただきます。

○徳井総合病院総務課長　それでは、引き続き行政常任委員会の資料について、御説明させていただきます。

通知いたします。

4ページ目を御覧ください。

資料4、医業収益（入院収益・外来収益）についてでございます。

入院・外来収益の積算根拠につきましては、令和2年度第4号補正予算の1日平均患者数、診療単価の実績・見込みをベースに算出しております。

入院収益では主なものといたしまして上から1段目、内科が1日平均患者数は前年度当初と比較して24.1名の減、年間見込額は前年度当初と比較して3億7,312万2,000円の減、上段2段目、外科が1日平均患者数は前年度当初と比較して14.1名の減、年間見込額は前年度当初と比較して1億5,107万5,000円の減、上段3段目、整形外科は1日平均患者数は前年度当初と比較して5.4名の減、年間見込額は8,821万6,000円の減。

下段2段目、一般病棟計199床で1日平均患者数は前年度当初と比較して43.7名の減、年間見込額は前年度当初と比較して6億2,919万4,000円の減、下段1段目、地域包括ケア病棟が1日平均患者数は前年度当初と比較して2名の増、年間見込額は前年度当初と比較して2,446万7,000円の増となっております。

一般病棟199床、地域包括ケア病棟56床、計255床、合計で1日平均患者数は前年度当初と比較して41.7名の減、年間見込額は前年度当初と比較して6億472万8,000円の減となっております。

続きまして、下段、外来収益では主なものといたしまして上段1段目、内科が1日平均患者数は前年当初と比較して5.4名の減、年間見込額は前年度当初と比較して855万3,000円の減、上段2段目外科が1日平均患者数は前年度当初と比較して6.9名の減、年間見込額は前年度当初と比較して3,083万6,000円の減、上段3段目、整形外科が1日平均患者数は前年当初と比較して6名の減、年間見込額は前年度当初と比較して1,430万3,000円の減。

外来合計で1日平均患者数は前年度当初と比較し29.3名の減、年間見込額は前年度当初と比較して8,174万円の減でございます。

5ページ目を御覧ください。

資料5でございます。

修繕費の内訳についてであります。

医療機械の修繕は前年度行っておりましたスポット修繕等は性質上、保守点検の意味合いが高いと判断したことにより、今年度からは委託費、医療機器保守委託のほうに計上させていただいております。

小規模の修繕が多くなっており、前年度と同額の1,200万円を計上させていただいております。

また、施設・設備関係修繕は3,018万2,000円で、吸収式冷温水発生機冷却水系チューブ及びキャンドポンプ交換修繕、冷却チラー圧縮機交換修繕、ガスタービン発電装置充電器交換修繕等で前年度当初より1,162万9,000円の増額

となっております。

修繕費の合計は4,218万2,000円でございます。

6ページ目を御覧ください。

資料6の賃借料の内訳についてでございます。

内容につきましては、賃借料合計で前年度より188万円の増額となっております。

特に医療機器の賃借においては整形外科の手術が多くなっており、そのための医療機器の賃借料が増額になっております。

なお、7ページには駐車場等の図面をつけております。

前年度は19か所から今年度は17か所になっております。

7ページの上段の8番と9番の間と病院正面玄関のロータリーの部分の2か所が減った部分でございます。

8ページ目を御覧ください。

資料7、委託料の内訳についてであります。

まず、医療事務委託は9,443万1,000円、前年度より1,447万5,000円の減、減額の理由といたしましては、現在委託している業務を自前で行うこととしたことによるものでございます。

院内業務委託は一般・産業廃棄物処理業務委託、院内清掃業務や給食業務などで1億4,174万2,000円となっており、給食業務につきましては、入院患者減に伴い前年度と比較して1,141万円の減額となっております。

また、今年度より診療材料・医薬品・試薬一括調達業務及び院内物品管理システム提供運用支援業務1,089万円が増額となっております。

医療機器保守委託は修繕費からの科目変更分及びMRI装置をはじめ各種医療機器の保守業務で3,540万4,000円、建設設備保守委託ではボイラーやエレベーターの保守をはじめ浄化槽等清掃委託などで3,615万1,000円、コンピューター保守は電子カルテの保守はじめ御覧のシステムの保守業務委託で2,228万円でございます。

その他委託では給食材料委託が入院患者減に伴い前年度と比較して831万5,000円の減とその他委託で4,438万8,000円、委託料合計で3億7,439万6,000円となり、前年度と比べ1,492万6,000円の減でございます。

9ページ目を御覧ください。

資料は資産減耗費の内訳でございます。

まず、たな卸資産減耗費は、除去費が4万円、固定資産除却費では器械備品が御覧のとおりリニアック装置、電子カルテシステム等で除却費が4,158万4,000円で、資産減耗費合計で4,162万4,000円でございます。

10ページ目を御覧ください。

資料9、建設改良費（資産購入費）の内訳についてであります。

器械備品購入費におきましては、リニアック装置、電子カルテシステム、調剤支援システム、自動血球分析装置などの購入で7億2,281万8,000円としており、前年度と比べ5億8,670万2,000円の増額となっております。

11ページ目を御覧ください。

資料10、リニアックの更新事業についてでございます。

リニアック更新事業は令和2年11月27日、外部委員、管理職を中心とした選考委員5名によるプレゼンテーションを実施し、機器性能評価、サポート体制、導入実績、金額等により選考を行い、操作性に優れ、県内の導入実績も十分である、さらに導入価格、保守費用も安価であったキヤノンメディカルシステムズ株式会社三重支店を候補者と決定し、契約交渉及び仕様書確認等の交渉を行い、令和3年2月8日に契約金額3億5,800万円で本計画を締結いたしました。

契約金額の内訳は記載のとおりでございます。

なお、リニアック更新事業稼働に向けて最終的な工程表が決まりましたので記載させていただきます。

現在令和4年4月1日の本稼働に向けて取り組んでおります。

12ページ目を御覧ください。

資料14、電子カルテ更新事業についてであります。

電子カルテシステムの更新事業は令和2年10月27日に各所属から選出した選考委員13名による操作性重視の選考を行い、11月13日に管理職を中心とした選考委員10名によるプレゼンテーションを実施し、機能評価、サポート体制、導入実績、金額等により選考を行い、操作性に優れた県内の導入実績も十分あり、さらに導入価格、保守費用も安価であった株式会社ソフトウェア・サービスを候補者と決定し、契約交渉及び仕様書確認等の交渉を行い、令和3年1月20日に契約金額3億30万円で契約を締結いたしました。

なお、電子カルテシステム更新事業稼働に向けて最終的な工程表が決まりましたので記載させていただきます。

現在令和3年7月1日稼働に向けて取り組んでおります。

令和3年度当初予算の資料の説明は以上でございます。

○尾上総合病院事務長 以上が令和3年度尾鷲市病院事業会計予算書及び予算に関する説明についての御説明になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

ここで3時40分まで休憩をいたします。

(休憩 午後 3時22分)

(再開 午後 3時39分)

○南委員長 休憩前に引き続き、議案第14号の病院の当初予算の審査に入ります。

○濱中委員 リニアックの更新のことなんですけれども、総合病院はがん登録をやっていますよね。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 がん登録のほう、やっております。

○濱中委員 これは平成28年から全国がん登録となって、全国のデータが集まるようになっております。

それ以前のは三重県地域がん登録となっております、事業報告書のほうに市町別のがん患者数であるとか、あと、その治療の仕方とかすごく細かく載っているんですね。

これはリニアックを採用するかどうかのこの話ではなくて、リニアックを更新した後のやはりその経営状況の根拠づけとして、現在こういう状況で治療が進んでおります。こういう人たちは尾鷲総合病院で受けていただける可能性がありますという数字の根拠として出せるものではないのかなと思うんですね。

三重県においては三重大病院のほうがその三重県からの委託先として登録の仕事をやっておりますので、恐らくこのリニアックを更新するに当たって相談にも乗っていただいたのかなと思うんですけれども、やはり私たちはそういった数字をもって安心をさせてほしいんです。経営を圧迫しないというね。

だから、このがん登録の数字というのはきちんと登録してある病院であればつかめるはずなので、その辺はきちんと分析をしていただきたいんですけれども、それは出せますか、今後。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 三重大学のほうでいつも提出して統計のほう取っているんですけれども、三重大学のがん部会というのがありまして、それで病院長会議のほう、そのがん部会とかのがんの総合した病院長会議のほうで今後公表

していくということで話になっております。

それで当院といたしましても、その公表するところ、ホームページ等で公表するということになっているんですけども、ほかの病院でやっている病院も拠点病院とかあると思います。

それで、当院のほうも準備ができておりますので、この春ぐらいには各病院、公開していくような形になりますので、数字の把握は皆さんできるようになるかとは思っています。

○濱中委員　その公表というそのタイミングのことが私には分かりかねるというか、不思議に思うんですけども、これ、法制化されて日本で特にその医療機関においてはがん治療の向上に向けてこういった統計、使ってくださいねということで登録されているところがきちんと把握できるような形にも平成28年からなっているというふうな情報になっておるのでね。

これが尾鷲の総合病院においてはどこかの許可がないと見れないものであったのかどうかと調べてしまうんです。

やはりその買う時点で、これ、個人情報じゃないんですよね、統計ですから。個人を特定するものではないのでこの地域でどういったがんがどれだけおって、どういったところでどんな治療を受けているかということが、私はずっとそれを聞かせてくれと言ってお願いしていたはずなんです。

なので、これがもう本当にきちんと外に出てくることによって、じゃ、この地域が尾鷲総合病院のリニアックを使っていただけるのかどうかという、そういった数字の根拠になると思いますので、きちっと把握して、また、教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○南委員長　他にございませんか。

○奥田委員　予算書の2ページのところの一時借入金限度額6億、これ、たしか令和2年度は8億じゃなかったかな。6億やったかな、でしたか、前は8億、ずっと6億。

○尾上総合病院事務長　令和元年、平成31年が8億でした。去年は6億です。

○奥田委員　1点教えてほしいんですけど、6ページの先ほど何かリニアックの関係で、三重大のほうから来てもらうという話で、債務負担行為なかった、ありましたよね、何か。

それでこの寄附金、三重大学寄附研究部門寄附金というのがあるじゃないですか。

6ページの真ん中よりちょっと上のところ、これ、人件費じゃないんですか、そ

のあくまでも寄附金ということなんですか、これは。

○高浜総合病院総務課長補佐　あくまでも大学の寄附口座のほうにお支払いする額ということなので、寄附金で予算は組ませてもらっています。

○奥田委員　でもそれ、これは、でも医者に来てもらうということじゃない。

　　そういう人件費ということじゃないのかな。どういうふうに理解したらいいの、これは。

○高浜総合病院総務課長補佐　人件費とか、旅費、交通費とか、もろもろのこの寄附口座の費用に係るものとして寄附ということでお支払いしております。

○奥田委員　そうしたら人件費じゃないの。それは寄附金という扱いになるの、そういうのって、これは。ええの、これで。

○山本総合病院総務課主幹兼係長　この寄附口座と言われているものは、三重大学がほかの他病院も伊賀とか、名張とかもこの寄附口座というのをやっているわけなんですけど、これ、一番最初に債務負担行為を上げるときに他病院等もヒアリングさせていただきまして、内容が人件費の部分も当然一番大きいわけなんですけど、旅費、交通費とか、研究、研修にかかる部分の経費も合わせて私どものほうからお支払いするというので、寄附口座の部分に関しては寄附金ということでお支払いさせていただいております。

○奥田委員　ちょっと違和感あるけど、これ。そういうの寄付金と言うのかなという。

　　ただ単純に何かに寄附するというのぐらい分かるけど、その見返りもあるわけでしょう。その辺のところは、これ、人件費じゃないかなと思うけど、これ、そういうふうにはこれでええと言うんやったらこれであれですけど。

　　それで、資料のほうで聞いたほうがいいかな。資料の4の4ページのところの1日平均患者数、これ、144人ということで、先ほど補正予算を見ると実績が142人やったかな、平均。

　　今年度当初予算のときは186人と、平均患者数で。ということですけど、この平均の入院日数、1人の。それはその当初予算の比較とそれから、実績のほうとちよと、取りあえず教えてもらえませんか。

○松井総合病院総務課主幹兼係長　1日当たりの平均在院日数なんですけれども、一般病棟のほうでは大体18日ぐらいになります。

　　それで、地域包括ケア病棟では36日ぐらい、現在ですね、そのぐらいの推移をしております。

○奥田委員　大分これ、短縮されたよね、これ。以前に比べたら。

○松井総合病院総務課主幹兼係長　2020年の一般病棟は18.34日なんですけれども、それで2019年が20.41日、2018年は21.66日ということで、地域包括ケア病棟のほうに転棟させて、一般病棟のほうにはその在院日数が含まれませんので少し短くはなっている傾向はあります。

○奥田委員　僕が気になるのは、令和2年度からDPC導入したことによって、やっぱりDPCは確実に平均入院日数を短縮する制度なので、どう考えてもね。

だもんで、これ、先ほども補正予算のところで、野田委員の質問のとき、診療報酬は4,000円ぐらい上がったんですよとかいう説明でしたけど、お願いがあるのは、当初予算で令和2年度なんか186人だったのが142人ということで、相当これ、減っているんだけど、これが新型コロナによる影響なのか、それともDPCを導入したことによる影響なのかというのは、両方あると思うんですよ。両方あるでしょう。だから、その辺のところをきちっと分析して、また教えてほしいなというふうに思うわけなんですけど。これはまた今度で結構です。

それで、僕、聞きたいの、資料の10やリニアックの更新事業ですけど、2月8日、私は3月8日かな、議案に対する質疑でも取り上げさせてもらいましたけど、これ、リニアックの更新事業、更新と言いながら新規なんですよね、新規事業なんですよね、これ。だって平成27年度で終わっておるでしょう。一旦終わっておる事業なので、僕は更新というのはちょっとどうかなと。これ、新規事業だものですから、9月議会でしたっけ、債務負担に上げたの。債務負担に上げたこと自体も僕はどうなのかなと。通常の方法じゃないというか、言葉悪いと姑息な手段という感じがするんやけれども、それはそれとして。

これ、債務負担で質疑のときも申し上げたけれども、債務負担で上がって、予算審査もあるわけでしょう。こういうのって新規でも何でも、新規なんだからちょっと慎重になって、契約も2月8日に終わったということなんやけれども、普通なら、普通感覚だと仮契約はやっても本契約はやっぱり予算が通ってからやってもよかったんじゃないかと思うんやけれども、これ、担当課に聞いたらええのか、市長に聞いたらええのかな、これ、例えばその予算が否決された場合というのはどういうふうに考えておるんですか、これ。

○尾上総合病院事務長　質疑の中でも奥田委員さんのほうからいろいろ疑問点を示していただきましたもので、私のほうでも債務負担行為、歳出予算、予算計上のことについて勉強させていただいたんですが、債務負担行為というのは契約等で発

生ずる債務の負担を設定する行為ということです。

契約等で発生する債務の負担を設定する行為の債務負担行為、予算を9月議会でお認めいただいたと。お認めいただいたその債務負担行為の事項や期間や限度額の中で今回契約をさせていただきましたもので、その限度額に対して今回3億5,800万ということで補正予算を計上させていただきました。

債務負担行為というのはどうもそのいろいろ勉強しておりますと、過年度に負う債務を負担する行為ということで、当然に契約等が締結されてその債務を負うことになった場合については、先ほど奥田委員さんもおっしゃられたようにその該当する年度に歳出予算を計上するということになります。

でありますから、尾鷲総合病院としては今回、令和3年の当初予算に債務負担行為限度額で契約した額を計上させていただきました。

これは地方自治法第222条に書いてあったんですが、今回上げさせていただいた歳出予算というものについては義務費として歳出予算に計上するというように定められておるということで、お認めいただく……。義務費として歳出予算に計上することでお認めいただくということになると思います。

○奥田委員 僕が聞いているのは、否決された場合はどういうふうに考えているのかと聞いているんです。どうなるのかということ。

○尾上総合病院事務長 先ほど申し上げた債務負担に関しまして契約をして、債務を負ったと。なので、義務費として歳出計上に上げると、歳出予算に上げると。

この予算計上は義務費となると何度も申し上げていますが、条文の中では、議会はこの削除することができないというような文言も記載されておまして、ということで私がいろいろ調べたところではそういうことなのかなというふうに理解はしておるんですけど。

○奥田委員 いや、聞いているのは、否決された場合どうなるんですかと僕は聞いておるんです。予算執行するのか、そういう、どういう責任問題が生じるのかということを知っているんです。

○尾上総合病院事務長 否決された場合につきましては、その債務負担行為額、契約額に見合う部分を計上したまま、暫定予算としてまた再計上させていただくということになると思います。

○南委員長 もう一回言ってくれる。もう一回、すみません。

○尾上総合病院事務長 否決された場合につきましては、暫定予算として現にこの債務を負っておる部分のリニアック更新事業に係る予算を計上させていただいて、

執行させていただくということになるということです。

○奥田委員　　そうすると、その予算が否決されても、この執行はしていくということですか。その辺のことを。

○尾上総合病院事務長　　債務負担行為予算を9月に設定して議決をいただきました。今回当初予算計上しました。

その部分について、9月の債務負担設定も議決していただいて、病院としては当初予算も議決していただいた上で事業推進させていただくのが一番いいんですけども、今たとえとして奥田委員さんがおっしゃられた部分については、先ほど説明したとおりということになるということで進めさせていただくということになります。

○奥田委員　　びっくりしますね、何か。予算、何でもありじゃないですか、本当にそれだと。予算が可決されていないのに、そのまま突っ走るとのことですか。すごいことですね、これ。本当にそんなことするのかなという感じはするんですけど。

だって、これ、過去の判例とか見ても、いろんなところあるでしょう。債務負担が認められておっても、済んだとして予算が認められなかったら支出なんかできないですよ。予算の執行、できませんよ。そういう場合、訴訟になると思いますけど。

僕の調べたところで、静岡県の話でいろいろあったけれども、これ、やっぱり訴えられるんですよ。当然業者から訴えられると思うんですけどね、これ。訴訟になりますよ、間違いなく。

そのときに、いろんなケースがあると思うんやけれども、静岡県の場合はいろんな事情があって、そういうケースであってもやっぱり予算が通っていないということで、支出はできないということで支出しなくていいと、業者は負けたんやけどね。

でも、この場合、確実に訴えられる可能性もあるしね、いろんなケースで僕はこれ、やっぱりこの行政が負ける可能性もあると思うけれども、そういうふうに無理やり執行して行ってやるなんていうことになるのと非常にこれ、大きな問題になってくるんじゃないかなという、だからそういうリスクを、選挙も控えているわけですからね。

だからその選挙前だからやったのかなという気もするんやけれども、でも、それにしてもこれ、このやり方は非常に強引ですよ、強引。

この債務負担の上げ方自体も非常にこれ、イレギュラーなんですよ。

だって、病院事務長、これ、これ今回の予算だってこれ、見てください、2ページの債務負担行為。学資貸与金と薬剤師奨学金返還支援助成貸付金ということで、令和4年度から7年度、こういうことで限度額と計上しているわけじゃない。

これは継続していく、多年度にわたる事業だからこういうふうな債務負担行為で上げておるわけでしょう。事務長もこの債務負担行為の性格って御存じだと思うんやけれども、それが新規事業で債務負担に使うか、これ、合うかと言ったら全然合いませんよ、これ。

非常にこれ、上げ方というのは僕は姑息な手段やと、通常の本当のレギュラー的なやり方ではない。耐震工事もそうやったけど。

非常にイレギュラーなやり方を加藤市政はやってきたんやけれども、これ、非常に大きい、だってこれ、9月の債務負担だって非常にもめにもめておるわけですよ、これ。もめておるわけでしょう。

それと来年度、予算見ても2億7,000万もこれ、赤字なんです。新型コロナの影響もある、先行き不透明、先ほど楠委員も言われたように国保のところ見たって、年間で14件、あなた方は1日11人おると、365日ね、でしょう。すごい数やないですか、年間で通すと。

4,000ぐらいになるのかな。それがたった、さっき、楠さんの話やと、年間の中14人分しかおらんと。それで共済か健康組合のほうがどのぐらいあるのかちょっとあれだけれども、それも全然把握していないという状況の中で、この4,000という数字が本当にこういけるのかという、そういうところもあるし、本当にこれ、本当にコロナがなかったらなんやけど、だって、今年度だってコロナで大赤字でしょう。本当にね。今年度だって、補助金がなかったら大赤字じゃないですか。コロナの影響はあったけどね。

非常に先行きが読めないですよ。それでこれで、そんなリスクをしょって、市長、これ、いや、予算が認められなくても執行していくんですよと、そんな行政がありますか、本当。それこそ議会軽視であり、市民軽視ですよ。

だって、あれだけ9月でもめているんですから。もめている上で予算もこんな2億7,000万も赤字と、先行き不透明という状況で契約をしてしまっって、予算認められなくてもそのまま突っ走るんだと、そんな行政はありませんって。僕、聞いたことない、そんな。

○南委員長 答弁を求めます。

○尾上総合病院事務長 すみません。まず、奥田委員さんに御理解いただきたい

のは、仮に予算が否決された場合ということで御説明をしました。

それと、確かに9月に債務負担行為を上げた、その上げ方につきましても、事前に行政常任委員会へのもっと丁寧な質問の説明があつてしかるべきということは南委員長からも御指摘、お叱りを受けました。

また、前回奥田委員さんに質疑していただいた折に、2月8日の契約の報告が議会のほうにまた、遅れたことで改めて議長のほうにも御指摘をされて、おわびをした経緯があります。

ただ、そう言いましても予算が否決された場合のことを御説明しましたが、実際は丁寧な説明をさせていただいて、何とか令和3年度の当初予算を、中のリニアックの予算をお認めいただくように現にこうやって御説明をできる限りさせていただくつもりではおりますので、その部分については御理解を得たいと。

あと、楠さんのほうから先ほど言われた患者数の推移につきましても、奥田委員が今国保ということでおっしゃられましたが、仮にその示された部分の数字、14が国保とすれば、先ほどの説明の中でも若干したんですが、保険種別はいろいろあつて、それら全て網羅したときに、じゃ、実際の人数が分かるとして何人なのかということは国保だけではちょっと精度が低いのではないかなという思いもありまして、こちらとしましては統計的な数字で11名確保できるという見込みの採算事業として進めるという中で、何度も御説明しておりますが、リニアック更新事業として債務負担行為並びに予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○奥田委員　あまりくどくど言うつもりはないんですけど、今の事務長は丁寧な説明をしていくんだと言われましたけど、9月議会以降、ずっと丁寧な説明していないじゃないですか。

それを今から説明するんですと言われて、今もお話ししていて、強行突破するという話をしていて、そんな、説得力がないんですよ、その丁寧な説明するなんてね。

だから、僕、思うんやけど、やっぱり加藤市政、事務長じゃないと思うんやけど、これをやっているのは。事務長の性格からしてこんな強行突破するということは考えられないんやけど。皆さん、見ていて。これは加藤市長の市政、考えかなと思うんやけど、でも、これ、9月にあれだけでもめて、こういうコロナの状況がある中やったら、やっぱりちょっと慎重になって、今から丁寧な説明するというんじゃないで、きちっとした説明を、段取りを踏んで、そう慌てることはないですけど、2月8日に契約を結んで、そう慌てることないし、赤字も見えておるわけじゃない、先

行き不透明ということもあるから、もっと慎重にですね。

だって、事務長、病院が倒れたら尾鷲市が倒れるんですよ、これ。完全に倒れます。尾鷲市が倒れたら病院も倒れるけれども。逆に同じやん。病院が倒れると尾鷲市が倒れるんですよ、本当に。

そういうことも考えてやらないと、慎重に本当に考えて、だって、あれだけもめたんやったらやっぱり議会に対してもやっぱり配慮して、きちっとしたやっぱり説明すべきだったですよ、これ。

これはやっぱりやり過ぎですわ。これは昨日の防災拠点の話じゃないけれども、本当越権行為、やり過ぎじゃないですか、市長。これは。

○南委員長 4時回ったけれども、会議を続行します。

○加藤市長 9月にリニアックの債務負担行為を委員会のほうに諮らせていただいて、それで一応議決でいただいたと。これは要するにリニアックを債務負担行為に上げるということは決定したという、あとは手順に基づいた形で今事務局のほうでやっていると。

もう一つ、リニアックにつきましては、先ほど楠委員がおっしゃったように、統計的な数字というものは一応私どもとしては網羅しているけれども、具体的なその数字についてはまだ不確かじゃないかというような話。

我々はまず、やっぱり事業をやるためには統計的な数字をまず基にしながら、この前も9月のときでしたか、仲委員のほうからリニアックについての御質問があったときに、やはりこれは要するに単独事業でもってリニアックが要するに資金回収、要するに投資用に対する回収するのは大体10.8人で、大体……。

○南委員長 市長、細かい話は9月のときに聞いておるで、今日は改めて奥田委員さんは事務長の丁寧な説明に対してのコロナ禍の中の話をして、細かい話じゃないで、やっぱりそこら辺は謙虚にやっぱり認めるところは認めな僕もあかんと思うもんでさ。

当然事務長が言われるように、債務負担行為を可決したら契約も予算執行もできます。義務的経費として扱くと地方自治法には明記されております。

だから、だからですよ、丁寧な説明がしなければいけないんですわ、委員会に。

一般会計なら1億5,000万以上は議会の議決を要する問題として必ず付議される問題ですので、企業会計の場合は特にそういった項目がないということですので、だからより一層丁寧な過程の説明というのが求められておるんです。

それが当たり前みたいなことを言われると委員会としても全く心外ですよ。

すべきことをして当然そのままスムーズに流れていくというのが予算審査の在り方やで、事務長の声なんかを聞いておると、債務負担行為したから反対してもするんですよというふうにしかなれんでき。その過程の説明がないで。

特に僕は委員長として思うんやけど、このリニアックのことに關したら。全く9月でもめてから契約に至るまでアプローチは一切ありませんでした。通常、業者との委員会を設定してつくったら、その経過説明ぐらいあってしかるべきですよ。何か病院としてこの予算の進め方は僕には理解できません。はっきり言って。

本当の話ですよ。

○下村副市長　すみません。先ほど事務長のほうからも説明がございましたが、9月議会への債務負担行為の上程、それに契約に至るまでの経過報告がなかったということで、委員長、議長にお叱りを受けたということ、そこを反省しまして、事務長申し上げたとおり、我々といたしましても今回上程しました議案について御承認いただけるように丁寧な説明に努めてまいりますので、よろしくお願ひします。

○南委員長　いや、別に議会の議決がなくてもできるんですわ、これは。そのシステムなんやで、これは。債務負担行為というのは。

○楠委員　私、途中で休憩に入ったので発言が止まったんですけど、先ほど、事務長が私の考え方も何か否定しているような言い方をしているんですけど、基本的に考え方として人数が把握できるんだったら私は納得するんですよ。私も市内外の医療関係者とか、OBの方に聞きました。

今の時代は投薬でも治るし、大分変わってきている。高額な医療機器を使ってリニアックやっても痛みがある、完治はしないと、私も昨年も言っていますけど、光免疫療法だとか、いろんな方法が出てきている。そういうのを全部調査した上で、やっぱり当面リニアックがいいんだとか、やらないといけないのと、市長が10.8人は言っていますが、リスクマネジメント考えたときに、市長も民間でも経営者であったし、病院の経営者でもあったときに、マックスで経営を考えるなんて人は普通いないですよ、何かあったときのリスクをちゃんと計算した上でやるわけでしょう。

それを考えたら、必ず6年間でペイできるんだと計算が成り立つかどうかとも数値的に見せていないわけですよ。単なる10.8人だけを言っているだけで。

そうしたら、根本的にどういう数字があるからこうなるんだとか、今回はコロナという大きなことができちゃったので人数も減る可能性あるけど、そういうのを全体的に、面的に見たときに本当に大切かどうかどうなのかというところも含めてや

っぱりやっついていかないと、私も医療従事者とか、そういう専門の方に市内外のことの意見を聞きました。

だけど、尾鷲総合病院の様子を見たときはやはり地域の予防にまず特化して、その後、リニアックでもいいんじゃないかという意見が意外に多かったです。

今そこまでやってやるよりは、今大事な機械がもっとMRIもCTも3次元で撮れる時代ですから。

そういうことを考えたときに、先に、人口の減だとか、高齢率を考えると予防に特化したほうがいいんじゃないかと。それは国の予算も出るし、そういうところの考え方を考えると、当面この契約のことは置いておいて、据置きするか、延期するにしておかないと、ちょっと問題、将来あるんじゃないですか。

○南委員長 楠委員さん、契約しておるもん、議論やっておるもんでさ。

○仲委員 先ほど話、聞いておると今の楠委員の議論なんかは、既に債務負担行為を取って、我々は議会で議決承認されておるんですわ。その債務負担行為を議決承認して、執行部が入札した後に、これはおかしいからストップしてというようなあれは通しませんよ。待て、待て、待て。通らんの。そうやろう、今の時点でそういう話、議論するのはもう……。前のときに議論すべきであって……。

(発言する者あり)

○仲委員 言っていないわい。それで……。

(発言する者あり)

○南委員長 私語は慎んでください。

○仲委員 執行部が説明した債務負担行為については全く問題ないです。

(発言する者あり)

○南委員長 静かにせいというに。

○仲委員 これ、地方自治法214条に委員長が言われるように……。

○南委員長 分かっています。

○仲委員 言っておるんですわ。債務負担行為というのは予算の一部で、予算の一部で、債務負担行為に基づく歳入予算は義務費であると。議会はこの経費を減額、削減することはできないとなっておりますよ。

○南委員長 そのとおりです。

○仲委員 ということは、これが当初予算でこの部分については否決できないんだと。

○南委員長 そのとおりです。

○仲委員 仮定の話は僕はしたくない。
(「そんなことはない」と呼ぶ者あり)

○仲委員 なっておるやん。ちゃんと読んでみ。
(「違う違う」と呼ぶ者あり)

○仲委員 違うことない。
(「違うって(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○仲委員 俺がまだ言うておるで静かにせい。

それで、これだけが、リニアックだけが特段の事業じゃないでしょう。右側に、電子カルテをやって、債務負担行為でやっておるじゃないですか。契約しておるじゃないですか。それで、一般会計でも債務負担行為で契約して、何ら問題はないと承認されておるじゃないですか。何でこれだけが不都合で契約を待ってと。今さらそういう議論することじゃないですよ。これはおかしい。今さら僕も債務負担行為のことで議論はしたくないけど、いろんな意見があるで言うただけで、執行部の言うとおりですよ。

以上です。

○楠委員 私は最初から債務負担のことについてしっかり議論できるように素材を準備すればやりますよ、仲委員の言っていることも。
(「議決したやないか」と呼ぶ者あり)

○楠委員 それは多数決。
(「議決したやないか」と呼ぶ者あり)

○楠委員 議決の問題じゃなくて、検討のプロセスを……。
(発言する者あり)

○南委員長 私語は慎んでください。

○楠委員 余計なことは言わないでくれる。うるさいな。

私が言いたいのは、債務負担行為する前にちゃんとプロセスを踏んで議論していないわけでしょう。そうじゃないですか。

○南委員長 いや、楠さん、それは以前の話やったら分かるので。今回は契約をしてしまったもので、その過程で話をしておるもので、委員会としても。

○楠委員 今言ったのは、基本的にそのことは決まっているんだろうという話じゃないんです。それを言っているから、私、それに反論しているだけなので。

いいですか、委員長。

ですから、私の言っているのは、基本的に本契約だ、仮契約も最初からちゃんと

議会の中でプロセスを踏んでやっているのならいいけれども、やっちゃいました、やっちゃいました、既成事実だけつくって、ああ、そうなんですか。それで、市民が理解するんですか。いや、それ、執行部の関係だからいいやと思うんですかね。その辺が気になる。

○加藤市長　　たくさんの方がリニアックを導入していただいて市長ありがとうございますという声をたくさんの方から私は聞いております。まずこれは、私は聞いております。

その中で先ほども申しましたように我々はやっぱりリニアックを導入するということを前提にしながら何が問題であるかと。

前回のその議会の一般質問の中に、仲委員から営業して、要するに10.何人というのは一応確保しなきゃならないですねと、そういう御質問もございました。

私はやっぱりそのための営業活動をしていかなきゃならないと。

既に松阪の済生会の病院あるいは松阪中央病院を経営している三重厚生連あるいは三重大の担当の教授等々ともこれからの作戦というか、作戦と言うんですか、要するに営業活動をやっつけてきながら尾鷲にリニアック導入したときにその数字をきちんとずっと維持していくというような、そういう話もずっとやっておりますので、まずは我々に与えられた責務というのは、必ずやっぱりその患者さんをきちんと尾鷲でリニアックは導入したときに来ていただくという、そういうことを一生懸命やっていかなきゃならないとこのように私は今考えております。

○奥田委員　　仲委員に反論するわけじゃないんやけれども。

（「反論すればええやん」と呼ぶ者あり）

○奥田委員　　しますよ、させてもらいます。

僕、さっき申し上げたように、この債務負担行為というのは、長期にわたるもの、継続しているもの。それが一般的なものですよ。だから、義務費だというんですね。

（「一般じゃないよ」と呼ぶ者あり）

○奥田委員　　いやいや、それは一般的だよ。書物を読んでもくださいよ。

それで、今回の場合の債務負担行為というのは、僕は、これを債務負担行為と、さっき申し上げたようにイレギュラーなものやと思うけれども、イレギュラーとしても、この債務負担行為というのは限度額を決めるわけですよ。

それで、実際の支出ということに対しては、この予算、債務負担行為を認めたから、さっき仲さん、債務負担行為を認めたら予算認めなあかんのやと、そういう縛りってないんですよ、全く別なんですわ。

債務負担行為は債務負担行為、それで、予算は予算なんですわ。

だもんで静岡県みたいな問題が起こるわけですよ。債務負担行為で議会が認めても、予算が通らなかつたから支出ができないと。そういう問題が出るわけなんですね。だから僕は仮の話をしたんやけれども、債務負担行為したから何してもいいんですよというわけではないということ。

だから、そういうふうな債務負担行為の限度額を決める予算、これも予算の一部だと言われているけど、それとじっくり具体的にその年度の予算というのは全く別問題で。

だから、そういうことで債務負担が認められたから全部やって、契約もやって、それで執行もして、債務負担行為も議会が認めたんやから、予算も認めなあかんのやという、そういう縛りというのはないんですよ。これ、全く別問題ですからね。そこだけ勘違いしないでしてほしいんですけど。

だから今回言ったように、やっぱりいろんな、やっぱり債務負担で通ったけれども、僕はさっき仮の話、仮の話をさせてもらったけど、そういうことはやっぱり起り得るもんで、やっぱりきちっとそれをもっと慎重に進めてほしかったなというような、契約してしまったから、これ以上くどくど僕も言わないけど。

あまりにもこれは、ただ、予算を認めるかどうかは別ですよ、これは別ですから、債務負担を認めたから、さっき仲委員さんが言った債務負担を認めたから予算を認めなあかんという、この縛りはないので。全く別なもの、全く別なんです。それは分かっておいてくださいね。

○南委員長　　他にございませんか。

○三鬼（和）委員　　話をぶり返すあれじゃないんですけど、債務負担行為をつけて、私もこれで契約ができるのかというのはチェックしました。そういった中で進めてきて、例えば国、県の急傾斜事業でも3年契約、4年契約のときは債務負担行為って形でしますよって、予算審査の中ではいいと思うんです。

ただ、今聞かれておるのは、リニアックをこのように契約して、第1段階、事務長も議長であるとか委員長にこの進め方について報告なかった、私も監査行ったときにはこれ、きちっと議会のほうへ順次説明してくれよとは宿題を置いてきたのに、なかったということは残念であるけど、ここへ来て契約もして、スタートするようになったときはやっぱり2人の委員とか濱中委員でも、これが今後のリニアックに受ける患者数であるとか、そういった取組を聞いておるもんで、その辺を丁寧に、市長が発言したとき、委員長もとめたように、そういう問題じゃなしに、やっぱりリニアック入れたときにどういう事業として、どのように力入れてやっていくとい

うことですね、我々に聞かせていただくことによって、我々も市民の皆さんに執行部、それから、病院側はリニアック入れてこういった体制でやっていきますよと説明もできるもので、やっぱりそれを、そういった議論を大事にしてほしいなと思います。

債務負担行為でできる、できやんとか、そんなもんでできるのはできるんやけど、後の奥田さんの言ったのも1点はあろうかと思えますけど。

そういったことも含めてやっぱり病院として、尾鷲市としてリニアック入れた事業をこういった形でやっていきたいので議会のほう理解してほしいというようなことをちゃんと言っていたきたいなと思います。

○尾上総合病院事務長　　今、三鬼和昭委員さんからおっしゃっていただいたように、そもそもコロナ禍等で経営状況が悪い中で、リニアック更新事業を推進させていただくということで、今回当初予算に上げたんですけれども、リニアックが更新された際には、当然に地域のがん患者さんのために、今他地域へ行っておる方々が少しでも御負担が解消できるように治療に専念したいと。

その部分では、市長はいつもおっしゃっておられるんですが、今尾鷲にリニアックがないことで他地域に行かれておる患者さんに、尾鷲にもやっとリニアックが整備できましたということで、いろいろな身体的、精神的、金銭的にも負担をかけておる部分を少しでも解消できるようにPRしてやってきたいと。

その中では尾鷲、紀北町、熊野市もクリニック等あると思うんですけれども、個人医院の先生にもその辺のアピールをしていくと。

また、リニアックという特殊な装置ですので、三重大の放射線科の先生についてはリニアック装置というのは特に問題ないと思うんですけれども、今尾鷲総合病院に赴任していただいております先生方にとっては、少しやはり特別に講義を受けるなどして、こういうがん、こういう病気にリニアックが有効なので、こういう症例を見たときにはというようなことをやはり放射線の先生の講義の下でやるほうが良いということも先生から伺っておりますので、それは整備するまでに先立って何度かやっていきたいと。

また、先ほど申し上げたんですが、地域の先生方にも有効な症例をアピールしていきまして、少しでも多くの方に尾鷲総合病院に整備するであろうリニアックを活用して安心安全な生活に早く戻れるような環境を整えていきたいと思っております。

以上でございます。

○三鬼（和）委員　　とにかく、私もがん患者ですけど、最後にリニアックで女性

の方ですけど、乳がんだったと思うんですけど助かったという声を聞いて、その方はリニアック大事です。

個人的な話ですけど、我々はある程度経営していくという部分の勘案というのは必要だと思う、議会は特に必要なので、みんなが厳しい意見も言うのはそこから来ておるんやと思うんですけど。

医療、治療というのは例えばリニアックにおいても三重大の権威ある先生が尾鷲市総合病院のリニアックを担当してくれるんやというだけでも大きな違いというのがあるもので、やっぱりそういったことも積極的に努めるということをきちっと言っていた上で我々にぎりぎりのところでもリニアック入れるという安心感というの、ほかの機材を入れる、先ほど楠さんからも出ていましたけど、CTであったりとか、そういった機材も入れていかなあか途中で、先にこれが入るという中ではやっぱり患者さんファーストと言うか、市民の方がやっぱり安心が取れるとか、やっぱり総合病院のリニアックかかった場合、三重大からこういう先生が来てくれておるよとほかへ行かんと総合病院でやってもらったらよいというような、それは病院経営には大きな左右する部分があると思うもので、やっぱり今日の発言はやっぱり積極的にそういったことを言ってほしかったなと私は思います。

○尾上総合病院事務長　　すみません。ありがとうございます。

今後はこういう機会があれば広く市民の方々、他地域の方々にもそのリニアックというものの有効性をアピールできるように頑張っていきます。

また、確かに治療に当たっていただける先生のお名前でも患者さんの安心度も変わってくると思うんですけども、そこは私も頑張りますが、特に市長は本当にトップダウンで動いていただいておりますので、私も協働で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○野田委員　　予算書のことでお聞きしたいんですけども、具体的な数字の部分ですけども、4ページのところの補助金のところで8,445万5,000円というのが上がって医療外収益ですね、上がっています。

その中のその他の補助金で5,999万3,000円ということで事務長が説明していただいたんですけども、4,400万は紀北町からの資金援助なんですが、あと1,500というのはどういう、その他で言われたの、どういうことです。

○尾上総合病院事務長　　すみません。実は今御質問されたことが市議会に御負担をかけた本議案の修正のところでした、野田委員さんのその二つ上に一般会計補助

金とあると思うんですが、ございますね、二つ上に一般会計補助金にこれまでは病院群輪番制病院運営事業補助金として尾鷲市と紀北町の分を合わせて三千三……。

○野田委員 いやいや、それは分かりました。

○尾上総合病院事務長 ですね、その紀北町の分がここから離れて4,400万プラス紀北町からいただく病院輪番制補助金となったので5,999万……。

○野田委員 すみません。僕は1番の一般会計補助金をそちらのほう見ておったもんで1,700という分が。それとこれまで1,500と合算したものが挙がったと……。

○南委員長 ちょっと勘違いしておった。

○野田委員 それと5ページのところで、給料のところのお医者さん関係の11名、54名、115名と上がっているんですけども、これについては令和2年度予算で看護師さんが121名という予算が上がっていて、今回4名が減になっていたということで117名ということなんですけれども、それで、この後ろの内訳を見ますと6人今回減となっておりますが、そこら辺は、要は採用という部分では大丈夫なんですか、そこら辺だけ確認、最後に。

○尾上総合病院事務長 まず、医師のほうにつきましては、この給料に書いてある医師につきましては、尾鷲総合病院の在籍の方ですので確かに減っております。

ただ、その上に報酬という部分で、説明のところに応援医師という部分があると思うんですが、その応援医師とバディ、伊勢日赤からの応援ですね、その辺が若干増やしていただきまして、減った分を何とかカバーしていただけるような体制にはなっております。

とは言っても、やはり常勤医師の確保についてはこれからも頑張らなければならないと思っておりますので、取組を続けていきます。

看護師につきまして、昨年実績で減ってはおりますけれども、実は今日のちょっと朝のうちに正職員の看護師さんと会計年度の看護師さんの応募がありましたもんで、4月1日から勤めたいということで、そういうふうな取組でこちらの思うように応募がないんですけれども、これもPRを続けて何とか看護師の負担を軽減していくべく採用についても頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○野田委員 本当に頑張ってくださいね。ひとつよろしくお願いします。

それと、今回先ほど令和3年度の奥田さんも言われていましたけれども、患者数がある程度激変という形というか、令和2年度の第4の補正に準じた患者推移にな

っています。非常にこれ、大きい数字で、それが最終的に2億7,300万という当初予算の中の損失になっているわけなんですね。

これを見る中において、これは見込み、想定の話、しては駄目なんですけれども、三重県のコロナ対策事業費というのが三重県の予算で上がってきています、何億という金ですね。これは全体、三重県の中で割り振りされていくんでしょうけれども、そこら辺のこれは見込みのたればの話はしたら駄目なんですけれども、令和2年度で5億4,000万からのそういうこの、特別病院じゃないですけれども、そういう補助金が来る中においてやっぱり積極的に考えた場合に、どのような予想というか、想定も考えているのかなというところをお願いしたいんです。

○尾上総合病院事務長 積極的に訴えたいと思うんですけれども、おっしゃられるとおり3月補正、決算見込みのほぼとおり当初予算を組ませていただきました。

野田委員さんがおっしゃられる県の補助だけではなくて、私どもの国のほうの交付金メニューがありそうだということはつかんでおります。

ただ、やはり収益ですのでそのメニューが確実に配分がどうの、どういうメニューでどういうふうにもらえるということが確実にされませんと、やはり予算に計上することはということで、今回はお示ししたように補助金を抜いた形での当初予算で予算編成させていただいておるということで御理解をお願いしたいと思います。

○野田委員 やはり当初予算で大きな純損失になると入り口からマイナスで考えていかなあかんということは非常に厳しく感じてしまいますので、やはりいろんな経費の部分とか、やっぱり当初から考えていかないと、いろんな負荷が、いいことがあってプラスになっていくということはいいことなんですけど、やっぱりマイナス分をいかに当初から削っていくかという部分も大事なことだと思います。その点、よろしくをお願いしたいというのを。

○尾上総合病院事務長 先ほど若干御説明したんですが、確かに厳しい予算なんですけれども、厳しいがゆえにやはり新改革プランの収益確保策と経費削減策を着実に実行していくことで、何とかこのコロナ禍の中なんですけど、安定とまでは言いませんが、病院が維持存続できるような経営を続けさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○野田委員 一時借入金についても補正予算のこの2億円になった。また、予算上は2億5,000万に増えるような形になっています。

やはりこれをやはり意識してやっぱり健全経営していかないと、積極的なやっぱり医療経営ってできないと思うんですよ。

やっぱりそこら辺をやっぱり運営はできますけれども、何かあったときにやはりいろんな問題が出てきますので、その点、最後に十分、分かっていると思いますけれども、心がけていただきたいなと思います。

以上です。

○尾上総合病院事務長　先ほども申し上げた新改革プランの着実な実行と同様にコロナ禍の中で苦しい経営を強いられている病院ってほかにもあって、紀南病院さんなんかもそうなんですけれども、やはり情報共有しまして、何とかお互いに頑張っていけるようなふうにしていけるように、経営の面とかいろんな面で情報共有できる場所の病院さんとは情報共有しまして、野田さんがおっしゃられていただいた補助金とか、そういうメニューもより早く情報交換しながら経営のほうに反映させたいと思いますので、よろしくお願いします。

○野田委員　新改革プランについては、やっぱり修正という分がどうしてもこれ、入ってくると思うんですけれども、今後そのような見通しというのは、国のほうのそういう通達がなければやらないと思いますけれども、そこら辺はどうなんですか。

○尾上総合病院事務長　本来であれば、ただ、あの本年度に、本年度かな、総務省のほうからあったと思うんですけれども、このコロナ禍の中でするので延期というか、猶予されているような状況です。

多分現状のコロナ禍が収束に向かえば新たな新改革プラン、名称はどうか分かりませんが、現状の新改革プランに見合うような経営を安定させるような、その病院経営の骨子をつくるような指示が来ると思います。

○野田委員　以上です。

○楠委員　これは予算書のほうの2ページで、先ほど一時借入金の話があったんですけど、限度額なので普通の企業でもお金借りるときはこういうこともあるんじゃないかと。

仮にですね、仮の話をしてまた市長に怒られちゃうんですけど、この仮、いわゆる本来の禁じ手であるこの一時借入金がないときに実際の経営ってどんな影響を受けるのか、1回それをシミュレーションしたものをつくれますかね。ゼロの場合。

○尾上総合病院事務長　ないというのは、6億の一時借入れがない状況。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○尾上総合病院事務長　それは、それは間違いなく……。

○南委員長　事務長、ちゃんと挙手して発言。

○尾上総合病院事務長　現状でも一時借入れの6億がなければ資金ショートしま

すので、シミュレーションするまでもないのかなとは思いますが。

○楠委員 資金ショートするのは分かっているんですよ。基本的に。

そうすると、ショートしたことによっての要因がどこかにあるわけですよ。

だから、そこを検証したときにどういうところが経営改善につながってくるのかというところも含めて、1回やってもいいんじゃないかなと思うんですよ。

そのときに、その後、借りちゃいけないよということじゃないんですよ。

そういうこともやっぱり肌身にかけてやっておかないと、いつも一時借入金限度額決めて、2億だか、3億だか借りて、ずーっと回しているんじゃないかと、どこかで、どこかが何かの改善ができるんじゃないかと。いわゆる要素がどこかに出てくると思うんですよ。と思うんですけど、いかがですか。

○山本総合病院総務課主幹兼係長 今のおっしゃったことに関しましては、今当然ながら一時借入金を借りないと運営はできません。

その中で、今貸借対照表の中で示させてもらっているのが未収金と未払金の関係なんですよ。

その中で国保とか、社保の収入に関しましては、2か月遅れでしか入ってこない。その分に関してはやはり資金ショートをしてしまう原因の一つになります。

ですので、一般的に言われているのが、その2か月分の収益を現金として保管しておけば当然安定的な経営ができるというふうに言われておりますので、当然尾鷲総合病院もそこを目指していくべきだと思います。

ですけど、現状はそこまではいっていないということですので、今後も改善していくということで考えております。

○南委員長 山本主幹、実際に現金幾らあったらええ、回る、十分。実際に。

○山本総合病院総務課主幹兼係長 今回シミュレーションさせていただいたんですけど、令和2年度に関しましてはマックスで4億4,000万円ぐらいを一時借入金で借りております。ですので、当然それ以上ないといけない。

令和3年度に関しましてもシミュレーションした結果、今回6億円というふうに一時借入金をさせていただきますけど、5億何千万円という形がやはりマックスで借りないといけないという状況になりますので、やはり国保とか、社保の2か月遅れの収入のやはり6億円ぐらいは確保したいんですけど、それに向けて当然努力していくということで考えております。

○三鬼（和）委員 そういった話のあれなんですけど、コロナ、これ、見ておる限り、平成2年度みたいにコロナに対する万が一、万が一と言ったらよい意味で国

の手当てがあったら収益が増える、3条資金も増えるということだと思っておりますが、反面、減価償却で現金不足を補うておるところがあるもので、やっぱり続くと、こんな年数が何年も続いてくるといって、先ほど説明の部分も含めて退職金であるとか、そういったもので現金をつくらなくちゃいけないという現状も出てこようかと思っておりますので、油断せんとやってほしいなと思っております。

○南委員長 議案第14号の病院の当初予算の審査を……。

何かありますか。

○高浜総合病院総務課長補佐 すみません。濱中委員から……。

○南委員長 すみません、資料の配付だけ。

○高浜総合病院総務課長補佐 よろしいですか。

○南委員長 お願いします。

精査は終了、それと報告は1件だけ、9月補正で上がった病院の住宅の売却の問題で簡単に説明をお願いいたします。

○徳井総合病院総務課長 13ページを御覧ください。

通知いたします。

それでは、資料12、尾鷲総合病院医師住宅についてでございます。

泉医師住宅につきましては、敷地の測量、住宅不動産鑑定、住宅アスベスト調査を実施し売却に向けて取り組んでおりました。

その中で、住宅アスベスト調査で建物の四方の壁から、その他石綿含有建材（仕上塗材）が検出されました。

検出されたその他の石綿含有建材は、添加量も少なく、合成樹脂などの結合剤で固めていることから、調査した業者からはレベル3、非飛散性のため飛散する可能性は低いとの見解を得ています。

また、国土交通省の石綿含有建材調査マニュアルからも戸建て住宅などには幅広く使われており、一般的には建材に穴を開ける場合や改修、解体工事などで撤去するような場合を除けば、日常生活の中で特別な管理を必要としない建材とされています。

なお、今後につきましては、目視点検で外壁のひび割れ、損傷等の確認を年1、2回行い、維持管理を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○南委員長 報告は以上でございます。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　じゃ、本日の常任委員会を終了いたします。

明日は午前10時から水道から始めますので、よろしく願いいたします。
散会します。ありがとうございました。

(午後 4時41分 閉会)